

大学改革に関する調査研究報告書

昭和48年12月

国立大学協会大学運営協議会

大学改革に関する調査研究報告書

総 目 次

ま え が き		(3)
○ 大学問題に関する第 3 次調査研究について (参照)		(5)
Ⅰ 大学の管理運営	第 1 研究部会	(11)
Ⅱ 大学の研究と教育	第 2 研究部会	(31)
Ⅲ 大学と社会	第 3 研究部会	(57)
Ⅳ 大学における学生	合同研究部会	(81)
○ 参考文献調		(103)

大学改革に関する調査研究報告書

まえがき

国立大学協会は、さきに、「大学問題に関する調査研究（中間報告）」（昭和45年2月）及び「大学問題に関する調査研究報告書」（昭和46年6月）を公表し、各大学の参考に供した。その後各大学においてさらに問題の検討がより具体的な形になされ、改革の試みの一部は実施されるようになり、現在、大学改革は具体的な実施の段階を迎えつつあると言ってよいであろう。他方、大学外においても、中央教育審議会の最終答申（昭和46年6月）が出され、これを受けて文部省内に教育改革推進本部が設置され、大学問題を含めた教育改革実施の検討が行なわれている。

当協会は、このような情勢に鑑み、大学改革問題をさらに集約して、その実施に関する具体的方策について検討し、各大学の参考に供することが必要であると考え、大学運営協議会において、第3次の調査研究を試みることにした。

今次の調査研究にあたっては、大学改革に関する主要な問題について、各大学にアンケート調査を行なった。この報告書は、アンケートの結果を踏まえつつ、本協議会の責任においてとりまとめたものである。なお、アンケート実施の際に附言したように、このアンケートの結果をそのままの形で公表することは避けることとしたが、アンケートに回答された各大学に対し、この機会に厚く謝意を表したい。

さきの第2次調査研究報告書においては、「逐次公表されつつある各大学の改革案の内容には、現在のところなお、かなりの相違があるが、それにもかかわらず、それらが調整できないほどの矛盾を含むものではないことが次第に明らかになって来たと言えるであろう。また、改革への基本的態度やその論拠についてもある方向性を見出し得ないわけではない」（まえがき）と述べられているが、このような傾向は現在さらに煮つまりつつあると言ってよいであろう。しかしながら、問題の性質によっては、現状の下ではなお一義的な結論を見出すほどに熟さないものもまた

少なくない。従って、今次の調査研究においては、各問題をできるだけ煮つめて具体的実施方策の提案に集約しようと努めたけれども、なお免れ難い限度があり、将来の検討、研究に俟つべきものも多いのである。

この報告書をまとめるにあたっては、全体の方針を討議したのち各研究部会ごとに作業を進め、最後に全体としての調整をはかるという方法をとったこと、学生に関する諸問題については、合同研究部会に第3常置委員会の委員を加えて報告を取りまとめたことはさきの第2次の調査研究のときと同様である。また、問題によっては必ずしも現行法令を前提としないものもあること、主として国立大学の立場から大学改革問題を検討したことにも変りはない。なお、この間に公表された「中教審『高等教育の改革に関する基本構想』に対する意見」を併せ参照されたい。

この報告書をもって三次にわたる調査研究の一応のしめくくりとする。大学紛争を契機として大学改革の動きが燃え上ってより数年を経ている。当初のいわば自由奔放な改革構想の呈示から始まった改革の試みは、現実の諸条件の下で、見方によっては動きが少なくまた鈍くなって来たと言えるかもしれぬ。しかし、それはまた大学改革が次第に地についた前進を求めようとしていることを示すものであらうと思う。この報告書が、各大学がそれぞれ自主的な改革を進めて行くうえに何らかの参考になれば幸いである。

昭和48年12月13日

国立大学協会大学運営協議会

(参照)

大学問題に関する第3次調査研究について

第50回総会承認

昭和47・3・30

大学運営協議会 } 合同会議
理 事 会

まえがき

国立大学協会は、さきに国立大学の改革すべき問題点について、各大学共通の理解と拠りどころを求めることを目的として、大学運営協議会に研究部会を設け、各大学の改革案等を比較検討して、一応昭和45年2月研究部会の名をもって「大学問題に関する調査研究」（中間報告）を公表した。

- その後昭和45年11月にいたり、中央教育審議会が、「高等教育の改革に関する基本構想」の答申を昭和46年3月に予定していることに対応して、第2次調査研究を行なうことになった。なお、この調査研究においては、さきに公表した「中間報告」を補正し、これを完成することを目途とし、「中間報告」以後における各大学の改革案等を検討するとともに、さらに各大学の意見等を深く掘り下げて、質的にこれを検討し、さきの「中間報告」における“幅”を出来る限り縮め、本調査研究の目的である「各大学共通の理解と拠りどころを求める」ことに努めさらにまた、各大学が改革をはかるにあたり参考とすべき基準ともいふべきものとして、これを取りまとめ、昭和46年6月大学運営協議会の名をもって「大学問題に関する調査研究報告書」を公表した。
- その後、大学改革の実施の検討が各大学で進められているが、他方文部省において、昭和46年6月の中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（以下「中教審答申」という。）を受けて省内に教育改革推進本部を設け、教育改革の実施についての検討に着手しようとしていることも考慮して、本年3月30日大学運営協議会・理事会の合同会議を開催し、この問題に関する今後の進め方につき協議した結果、下記要綱により第3次調査研究を行なうことを決定した。

大学問題第3次調査研究要綱

- 第3次調査研究においては、昭和46年6月公表した「大学問題に関する調査研究報告書」に

述べられている大学改革案等の実施に関する具体的方策について検討すること。この場合上記報告書以後における各大学の改革案等についても併せて検討すること。

2. 第3次調査研究においては、1の調査研究のほかに、「中教審答申」のうち、当面その実施が問題となると予想されるものについて、それに対する具体的方策を検討すること。なお、検討に際しては、昭和46年4月第1常置委員会名をもって公表した「中教審『高等教育の改革に関する基本構想』に対する見解」ならびに昭和45年4月国大協事務局編「中央教育審議会『基本構想試案』に対する各国立大学の意見」および同上追録を参照すること。

3. 第3次調査研究の報告書は、「大学改革に関する調査研究報告書」（仮称）とすること。

4. 次に掲げる調査研究項目については、それぞれ次の特別委員会において担当し、成案を得た場合は、（別編）としてこれを3の報告書に合本すること。

- (1) 一般教育・外国語・保健体育については、教養課程に関する特別委員会

- (2) 大学附属図書館については、図書館特別委員会

- (3) 研究所については、研究所特別委員会

- (4) 入学試験については、入試期特別委員会および入試調査特別委員会

- (5) 教員養成については、教員養成制度特別委員会

- (6) 医学教育については、医学教育に関する特別委員会

5. 前項3の報告書とりまとめに際しては、当該案につき各大学の意見をきき成案を得ること。

6. 前項の手続きを経て得た成案は、これを総会に諮り採択を得ること。

7. 前項により採択された報告書公表の主体は、大学運営協議会とすること。

8. 調査研究組織

- (1) 調査研究の主体

本問題の調査研究は、大学運営協議会が主体となり、次項(2)の各研究部会の連絡調整および総括を行ない、必要ある場合は、各研究部会推選の委員をもって構成する小委員会を置くことができる。

- (2) 研究部会

本問題を調査研究するため、次の研究部会をおく。

第1研究部会（管理運営）

第2研究部会（研究教育）

第3研究部会（大学と社会）

合同研究部会（学生）

（研究部会の構成員）

- a) 大学代表者の委員および臨時委員（うち1名部会長）
- b) 教員の臨時委員および専門委員数名（うち2名主査）
- c) a) およびb) の委員は従来の大学運営協議会の小委員会において選考する。
- d) 合同研究部会は、各研究部会共通の学生に関する諸問題を調査研究するため、各研究部会長ならびに各研究部会より選ばれた委員および第3常置委員会に關係する委員をもって構成する。

大学運営協議会名簿

（昭和48年12月13日現在）

○小委員

委員長	会	長	○林 健太郎	東京大
委員	副	会 長	○前田 敏男	京都大
〃	〃		○相磯 和嘉	千葉大
〃	第1常置委員長	(第2研究部会長) (合同研究部会)	○宮島 龍興	東京教育大
〃	第2	(第3研究部会長) (合同研究部会)	○谷田 閔次	お茶の水大
〃	第3	(合同研究部会長)	○広根徳太郎	山形大
〃	第4	(第3研究部会)	○池田 数好	九州大
〃	第5	(第3研究部会)	○後藤 正夫	大分大
〃	第6		○都留 重人	一橋大
〃	北海道・東北地区		林 竹二	宮城教育大
〃	関東・甲信越地区		市村 正二	茨城大
〃	〃		清水 文彦	東京医歯大
〃	中部地区	(第1研究部会)	井上 友治	愛知教育大
〃	近畿地区		釜洞醇太郎	大阪大
〃	中国・四国地区	(第1研究部会)	小島 公平	鳥取大
〃	九州地区		許斐 貢	九州工大
臨時委員		(第1研究部会)	加藤陸奥雄	東北大

臨時委員	(第 1 研究部会長) (合同研究部会)	芦田 淳	名古屋大
〃	(第 2 研究部会)	谷口 澄夫	岡山 大
〃	(第 2 研究部会)	飯島 宗一	広島 大
〃	(第 3 研究部会) (合同研究部会)	武田 隆夫	東京大教授
〃	(第 2 研究部会) (合同研究部会)	柿内 賢信	〃
〃	(第 1 研究部会) (合同研究部会)	雄川 一郎	〃
〃	(第 3 研究部会)	田畑茂二郎	京都大教授
〃	(第 1 研究部会)	山田 敏郎	〃
専門委員	(第 3 研究部会) (合同研究部会)	佐々木徹郎	東北大教授
〃	(第 2 研究部会)	下沢 隆	埼玉大教授
〃	(第 1 研究部会)	伊藤 正巳	東京大教授
〃	(第 2 研究部会)	小野 周	〃
〃	(第 2 研究部会) (合同研究部会)	綿貫 芳源	東京教育大教授
〃	(第 2 研究部会)	渡部 景隆	〃
〃	(第 1 研究部会) (合同研究部会)	沢田 正三	東京工大教授
〃	(第 3 研究部会)	福与 人八	〃
〃	(第 2 研究部会)	安盛 岩雄	〃
〃	(第 1 研究部会)	成田 頼明	横浜国大教授
〃	(第 3 研究部会) (合同研究部会)	鈴木 寛	金沢大教授
〃	(第 3 研究部会)	小野木重治	京都大教授
〃	(第 1 研究部会)	高田 敏	大阪大教授
〃	(合同研究部会)	山田 朝治	〃
〃	(第 2 研究部会)	式部 久	広島大教授
〃	(第 2 研究部会)	中嶋 康輔	岡山大教授
〃	(合同研究部会)	永松 政俊	佐賀大教授
〃	(第 2 研究部会)	福田 文夫	東京医歯大事務局長
〃	(第 2 研究部会)	稲野 信力	東京教育大事務局長
〃	(第 2 研究部会)	田中 源二	東大生研事務部長

(注)

- (1) 大学運営協議会は加藤一郎前東京大学長が昭和48年3月31日まで、また加藤六美前東京工業大学長が同年4月1日から6月22日までそれぞれ委員長として、さらに大原帯広畜産大学長、藤岡山梨大学長、清水福井大学長、高橋大阪教育大学長および中塚長崎大学長が同年6月19日まで、葛西前九州工業大学長が同年9月30日まで地区委員としてそれぞれ在任。
- (2) 第1研究部会は今西前岐阜大学長が昭和48年5月31日まで部会長として、倉田前香川大学長が同年2月28日まで委員として、また長沢一橋大学教授が同年1月30日まで専門委員としてそれぞれ在任。
- (3) 第2研究部会は堀口前東京医科歯科大学教授および浅野前京都大学事務局長が昭和48年3月31日までそれぞれ専門委員として、また加藤六美前東京工業大学長が同年10月23日まで委員として在任。
- (4) 第3研究部会の中川前金沢大学長が昭和48年9月21日まで臨時委員として在任。
- (5) 合同研究部会三島奈良女子大学事務局長が昭和47年12月8日まで専門委員として在任。

I 大学の管理運営

第 1 研究部会

目 次

はしがき	(12)
1. 大学設置の方式	(13)
2. 大学の機関	(13)
(1) 大学の自治と学部の自治	(13)
(2) 全学的機関	(16)
(ア) 学長及び評議会	(16)
(イ) 学長補佐機関	(19)
(3) 教授会の構成と運営	(20)
(4) 事務組織	(22)
(5) 学外者の参与	(23)
3. 大学の人事	(24)
(1) 文部大臣の権限	(24)
(2) 学長の選考	(25)
(3) 学部長の選考	(26)
(4) 教員の人事	(27)
(ア) 教員の選考・任用	(27)
(イ) 教員の処遇	(28)

I 大学の管理運営

第 1 研究部会

はしがき

大学の管理運営のあり方は、大学の研究・教育組織の実体と密接に関連することはいうまでもない。大学の研究・教育組織が根本的に変化すれば、大学の管理機関自体も、またその運営の原理もこれに応じて全く異なり得るのである。本報告書の第2部会で検討されているような改革案が実現したときには、これに対応して新たな角度から大学の管理運営方式を考えなければならないことは当然である。しかしながら、また現在の問題としては、現行の研究・教育組織のもとで、大学の管理運営をいかにすべきかということが大学改革問題の一つの焦点となっていることは周知の通りであって、これがまず検討を要することは明らかである。従って、ここでは、現行の管理機関の体系を一応の前提として、そのあり方や運営に関する問題を検討することを主眼とする。

大学の管理運営については、当協会はすでに「大学の管理運営に関する意見」及び同「中間報告」（以下本文中それぞれ「意見」「中間報告」という。）を公表している。そこにおいて述べられている大学自治を基本とした管理運営に関する原理的な考え方は、根本において現在にも妥当するものと考えられる。ただ、その後の事態の推移により、現在はまた自ら問題の具体的所在が異なるので、このような点を中心にして考察して行くこととする。

1. 大学設置の方式

(1) 現行制度上は、各国立大学は国立学校設置法によって設立され、文部大臣の所轄の下にある一種の行政機関として国家行政組織上に位置づけられている。しかしながら、国立大学は、研究と教育という特殊の使命をもつ組織であるから、種々の点において一般の行政機関とは異なった管理運営が要求されることになり、特に大学の自主性と責任が確保されなければならない。そのためには、国立大学を上記のような行政機関とする現行制度は必ずしも適切といえないことはつとに指摘されて来たところであり、大学の設置形態について種々の改革案が各方面で検討され、また提案されている。

(2) そのうち大学を行政機関とせず、法人に改めるという案がある。いわゆる大学公社案や、中教審の公的法人案などがこれに属する。これらの案の発想は必ずしも同じではないが、組織体としての形式から言えば、大学の自主性と責任の要請には適合する。すなわち、大学の業務、予算、人事、給与等について制度上法人の自主的決定に委ねられる幅が広くなりうるからである。しかしながら、法人が実際にその自主的運営を可能にするためには十分な財政的基礎がなければならない。ところがもともと財政的基礎に乏しく財政収入の少ない国立大学の場合においては、結局公私の援助を受ける外はないので、このような大学運営の財源をいかにして確保するかという問題を生ずる。また、法人の管理運営機構についても法人理事会の構成・人選、公費の援助を受ける場合の国との関係など、種々の問題が存することが考えられる。これらの点についての実際的方策については、まだ具体的な提案がなされるまでには至っていない。次に行政機関としての性格はかえずに、機構そのものを大幅に改めようという案もある（中教審提案）。しかし、これも未だ抽象的な試論の域を出ていない。

(3) このように見ると、少なくとも現段階においては、現行の制度を基本的に改めるまでには熟していないというべきであろう。従って大学設置の形態としては、一応、現行制度の基本枠組を維持しつつ、運用の改善をはかるのが、当面の措置としてはまず妥当であろうと思われる。しかし、上に述べた基本問題についても、さらに検討・研究がなされるべきである。

2. 大学の機関

(1) 大学の自治と学部の自治

(ア) 「大学の自治」が人類の多年にわたる努力の成果として確立し、その結果それが日本国憲

法によっても保障されていること、したがって大学自治の原則が大学の管理運営の基本原則でなければならぬこと、これらについてはここで改めていうまでもない。当協会も、すでに「意見」(13頁以下)において、この点につき述べているので、ここではこれに立ち入らない。

(イ) ところで、従来一般的には、大学の自治の基礎は学部の自治にあるとされてきた。それは、がんらい大学の自治が、学問的活動についての判断権を学問それ自体に委ねる必要から、専門家集団の自治を制度的に保障しようとするものであったことにもとづく。すなわち学部は、専門の学問分野を基礎として研究と教育上の目的から一個の統一的組織を形成したものであったため、大学の使命である研究・教育に直接の責任をおうものであり、したがって、研究・教育という大学の本来的任务に関しては、学部が大学自治の担い手であるとされるのである。

ところが、近年、このような原則に対してはその修正意見が提起されるにいたった。すなわち、まず第一に、従来の専門分野の区別にもとづく伝統的な学部の構成によっては今日の学問体系のいちじるしい変化に対応することができず、研究および教育のうえで現在の学部構成を再編成しなければならない、という主張がなされる。大学としては、学部制度の硬直化によって学問の発展を阻害することのないように、努力しなければならないであろう。

第二は、大学の管理運営に固有の問題である。すなわち、大学の大規模化、管理運営の複雑化などにともない、学部の自治が全学的な意思決定を妨げたり、時宜に適した措置を欠く原因となったりするケースが増している。このような現状に対応するためには、学部の自治と大学全体の自治との関係について、改めて検討しておく必要があろう。

(ウ) このような近年の現象を基礎とする改革の提案としては種々のものがあるが、その中には次のようなその方向において対蹠的な提案がみられる。

その一は、学部の自治をさらに徹底させ、むしろ学部の独立を制度として確立するという方法である。これによれば、すべての学問分野を総合大学という形にまとめることは、研究・教育上も管理運営上も無理があるから、適当な学問分野について分離独立させるか、単科大学の連合組織をつくるかすべきである、ということになる。

この方法は、すでに過大となった総合大学に対する提案として示唆に富むものであって、これによれば、専門分野を基礎としてまとまったそれぞれの組織が自主的判断で問題を処理できる利点がある。また、現在の総合大学において、全学的統一が必ずしも適当でない事項についてまで一つの大学として共通のあり方が強制される場合が生ずるという弊を避けることもできよう。しかし他方、この方法は、その実現の困難さを別としても、なお問題を有している。すなわち、総

合大学は、学問研究の新しい総合化や基礎的学問と応用的学問との間の有機的関連などのための組織的条件を、よりよく充たしている。また総合大学は、教育面においても、自己の専門に狭く閉じこもることなく広く深い基礎のうえに専門を開拓し、社会の正しい発展にそれを生かしてゆける人間を育成しようとする場合に、利点をもっている。総合大学の単科大学への分解は、このような利点を失なわせることになるかも知れないであろう。ただ、大学管理面においては、大学全体と学部、したがって評議会と教授会との間の権限分配について、前者を必要最少限にとどめ、学部の自主性・独立性を大幅にみとめるという方法が、上の提案によって示唆される大学管理の一つの行き方であり、これは検討に値するものであろう。

その二は、上にみた第一の方法が現行制度に比して分権化を志向するものであるのに対して、全学と学部との関係において集権化を志向するものである。そして最近、この方法の法制度化も主張されている。これは、総合大学としての制度を存置し、それが一つの大学であるという性格を生かせるように、学部自治の行き過ぎを是正し、大学全体の意思形成を容易ならしめようとするものである、とされる。そしてこの方法は、大学全体としての意思決定を容易にし、大学の効率的・機能的な管理運営を可能にする点に利点を見出す。しかし、他面、これは、大学の管理運営の方法としてはまた問題を有している。それは、その方法による大学管理が、直接に研究・教育活動を行なう学部の意思から遊離する可能性を有しているからである。大学の管理運営は、一般行政機関におけるそれとは本質を異にするものであり、研究・教育の場としての大学の機能を発揮させるものでなければならないのであって、研究・教育活動の直接の担当者の意思を反映するものでなければならない。したがって、それは効率のみを求めるものであってはならないのであるが、しかも、学部の意思から遊離して決定された大学の意思が学部段階におけるその執行において円滑さを欠き、却って能率性においても問題を生ずる場合があり得るのである。

(4) 以上のように、対蹠的な二つの提案は、それぞれ問題をはらんでいるが、われわれに示唆するものをも有している。では、われわれとしてそこから学ぶべき点は何であろうか。まず第一の方法から学ぶべき点は、学部が専門の学問分野を基礎として研究と教育の目的のために形成された組織体である場合には、研究・教育の場としての大学の管理運営にとって、本来は学部がその基礎をなすべきものである、ということであろう。次に第二の方法から学ぶべき点は、学部は大学のひとつの構成要素であるから、学部自治が大学全体としての総合調整と意思決定をおこなわせなかったり、大学としての管理運営を妨げたりすることのないよう配慮すべきである、ということであろう。

そもそも大学の管理運営は、決して自己目的ではなく、研究・教育の場としての大学の目的を達成するための手段である。したがってまず、大学管理においては、専門分野を基礎として形成された研究・教育体としての学部が基礎をなすべきものであろう。他方、学部は、大学の構成要素であるから、大学全体としての総合調整と意思決定が必要であることに応じて、学部自治を濫用しないようにしなければならない。そのためには種々の方策が考えられようが、たとえば次のようなことも考慮されるべきであろう。

すなわち、第一に、各大学において、その慣行によりまたは実情に応じて、学部事項と全学事項をできるだけ明らかにしておくことである。そしてその場合、事項的には、日常的事項、非常の場合、改革に関する事項などを、学部に関するもの、学部に関するものであるが同時に他にも影響を及ぼすもの、全学部に関するという意味で全学的なもの、直接には学部に関しない全学的なもの、などに分類し、そのような組合せの結果生まれた事項のそれぞれについて、その決定・執行手続を定めておくことも考えられよう。なお、その場合、学部は、その研究・教育に関する事項について自主的に意思を決定すべきであるが、それが全学あるいは他の学部何らかの影響を及ぼすような場合には、学部において最終決定をするに先立って、全学的機関あるいは他の学部などの意見をきくよう運用することが望ましい。次に第二に、全学の総合調整にあたる機関として主要な役割を果たすのは評議会であるが、評議会が各部局利益の代弁者の集団となってしまうことである。もちろん、評議会と部局の意見が遊離しないようにすべきことはいうまでもないが、評議会において部局の立場や意見のみが強調されて全学の総合調整の機能が営み得ない結果にならないよう注意すべきであろう。

(2) 全学的機関

(ア) 学長及び評議会

(a) 学長は大学を総括しかつ大学を代表するものであり、評議会は慣行的には全学に関する重要事項についての審議決定機関である。したがって大学の管理運営の方式としては、学長は、研究と教育に直接かかわりのない行財政上の事項について専決権をもつことはあったが、通常その職務を評議会（それのおかれぬ単科大学では教授会）の議にもとづいておこなうものとされてきた。そしてその場合、評議会と学長が、審議機関および執行機関として権限のうえで明確に分離されるのではなく、執行機関と審議機関の未分離の状態が存していたといつてよい。

ところが近年、このような慣行に対して批判がなされるにいたっている。その一は、このよう

な管理運営体制が大学管理機関の責任を不明確にする、というものである。それは、学長が、その権限の主要部分の行使につき評議会の議にもとづくことを要するため、自らの責任による行動をとり難く、また評議会も、多数の構成員からなる合議体であるため、責任が稀薄になる、と主張するのである。その二は、このような慣行による大学の管理運営が非能率なものとなる、とするものである。それによれば、総合大学という大組織体において、権限と責任の所在が不明確であったり、原則的に評議会の議を要したりすれば、執行機関の行動が能率性を欠くことになる、とされるのである。

(b) そこで、これに対する改善案が提起されるにいたっているが、ここでは二つのものを取り上げておきたい。

その一つは、学長などを中心とする中枢的管理機関の指導性を制度的に確立すべきである、と主張するものである。そしてこの主張のうちには、全学と学部との関係における集権化、全学的機関としての副学長制の採用、評議会の諮問機関化などの主張と一体をなすものとして提起される場合がみられる。このような大学の管理運営体制の集権化には問題があるが、この問題のうち、全学と学部の関係については前述したし、また副学長制については後述するので、ここでは評議会の地位についてみておきたい。すなわち、評議会は、教育公務員特例法による権限は別として、「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」においては、一般的には学長の諮問機関とされている。しかしこれは、評議会が従来慣行により大学内において占めてきた地位や機能を正当に表わしているものとはいえない。大学の自主的慣行によれば、評議会は、大学全体に関する重要事項について審議決定する機関である。その場合、評議会みずからが決定することもあるし、評議会の議にもとづいて学長が決定することもあるが、いずれにせよ、大学全体の意思決定は評議会によってなされてきたのである。そしてこのことは、前述の、一般行政機関と異なった、研究・教育機関としての大学の管理体系からいって正当なことであり、従来慣行が維持されなければならないであろう。なお、具体的に評議会の権限に属せしめられる事項が何かの問題については、後述する。

その二は、従来のように評議会と学長の権限を不分明なままにおかず、両者を議決機関と執行機関に分離すべきである、という主張である。これによれば、評議会は、大学の重要事項を審議決定する機関として管理運営の方針その他の重要問題を審議し、大学の意思決定を行なう。他方学長は、評議会の決定にしたがって執行するのであって、執行については従来より相当広い裁量権を与えられることになる。この方法は、大規模な組織体の管理運営方式としてすぐれたものを

有しており、これによって責任のある能率的運営が容易になろう。

しかし他面、大学は他の組織体と異なった特質を有するのであって、大学においては、それぞれの学内機関の権限上の明確な分立によってではなく、機関相互の信頼関係を基礎とする協調によって、適正な管理運営が行なわれ得るのである。したがって、学長と評議会の分離によってかえって弊害があらわれることも予想される。議決機関と執行機関の分離の趣旨からいえば、現行制度のように学長が評議会の議長となるのではなく、学長とは別に議長をおくことが考えられよう。しかしそれでは、学長および評議会の意見が、相互に反映し難いうらみがある。その意味で、現行制度のように、学長が議長となり議案の発議権をもつことによってその意思を評議会の議に十分に反映し、他方評議会の意思も学長に十分に反映し得るという方法も、長所を有していよう。また評議会の性格上、執行機関と分離された議決機関として学長の執行に必要なして十分な規則を制定したりすることなどにも、困難さがあるろう。さらに分離を徹底させて学長が評議会の決定に拒否権をもったり、場合によって評議會を解散する権限を与えられ、逆に評議會が学長をリコールできるとすることなども、機関の分立の帰結としてあり得ることではあるが、かえって大学社会にふさわしい円滑な管理運営を阻害することも考えられる。

(c) 以上のようにみてくると、従来の制度の長所を生かし、欠陥を除くという方法を採用するのが妥当であるように思われる。それは、学長と評議会の権限の不可分性を基礎としながら、両者の関係を改善するという方法となろう。では、両者の関係の改善にはどのような方策が必要であろうか。それは、各大学において、その実情に応じて求められるべきものであろう。ここでは、気がついたことを一つ二つ記しておくにとどめる。

まず第一は、学長の専決に委ねられる事項を明らかにしておくことである。大学本来の任務である研究と教育に直接かわりのない行財政上の事項で、事務組織の運営、金銭の収支などの予算の現実の執行、物品の管理などは、これに属しよう。ただ、このような事項であっても、間接的に研究・教育に影響を及ぼすことも多いのであるから、事項の性質によっては、運用上評議会の意見をきき、あるいは委員会など適当な学内機関に諮問するなどの方法をとることが望ましいといえよう。

第二は、各大学が、その慣行によりまたは実情に応じて、評議会の議を経なければならない事項を明確にしておくことである。「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」第6条は一応評議会の審議事項を定めているが、各大学が評議会の権限をより明確に定めておくことが望ましい。そしてその場合、事項的には、たとえば日常的事項、非常の場合、大学改革に関する事

項などに分けた上で、さらにそれぞれを分類しておくことも考えられよう。また、評議会の議については、必ず議を経なければならない事項、原則として議を経なければならない事項、議を経ることが望ましい事項などに分類しておくことを考えておくのも有用であろう。

第三に、評議会が、自主的判断にもとづいて、学長に一定の権限を委任することを考えてもよいであろう。ただ、評議会の権限の学長への委任については、それが個別的・具体的なものであるべきであって、とくに白紙的な授權は原則として許されない。この委任は、それぞれの場合の必要に応じて、評議会の議にもとづいて学長の権限行使のわくを広げるものであり、有効な働きをすることも考えられる。

ただ、学長の権限の強化は、学内において信頼関係が存在し、学長が学内の支持を受けていることを前提として、はじめて意味をもち得よう。このような信頼・支持を欠いた権限強化は、大学の本質に反するものである。大学の運営は識見と信頼にもとづく人格的関係を基調とするというのが、従来からの当協会の立場である。

(i) 学長補佐機関

(a) 最近の大学管理における学長職務の肥大化、複雑化にともない、現行制度上の事務局長・学生部長以外に、特別の学長のスタッフとしての学長補佐機関を設けることの是非が論議されるにいたっている。

従来、総合大学において学長を補佐したのは、事務局以外には、非公式の機関である学部長会議あるいは部局長会議であるのが普通であった。この方式は、学長の職務執行にあたって、部局の意思形成機関との間に緊密な連絡を保ち、相互の意思疎通をはかることにおいて利点がある。大学の実情に応じて、このような機関を学長の補佐機関とすることが望ましい場合も多いであろう。しかしこの場合、学部長がその性格上学部の意思にとらわれて全学的見地から学長を補佐することが困難になったり、また学部の利害の対立する問題について学部長相互の意見が一致しなかったり、補佐機関として適切に機能しえないことも生じやすい。さらに学部長は、学部の責任者としての職務に忙殺され、十分に学長の補佐機関としての役割を果たすことができないことも少なくないという欠陥もあろう。

そこで、それに代わる案として、大学の規模・実情に応じ、専任の補佐機関をおくことが考えられる。このような機関は、部局の利害にとらわれず全学的機能をいとなむことを可能にし、学長の指揮のもとで学長を補佐するものとして有効であることが少なくない。しかし、他面において、この方法では大学の本部が部局と遊離する危険があり、学長が独善に走るおそれがあること

に注意しなければならず、そうならないために、この補佐機関は学部長会議ならびに全学的機関との意思疎通や協調を確保し得るものでなければならない。

(b) この補佐機関としては、学長のいわばスタッフとして文書の処理などの業務を行なう教員も考えられるが、それは、その役割と事務局の業務との調整などの問題はあるが、比較的難点の少ないものと思われる。したがってここで問題とするのは、ときには学長の職務を分担することもありうる補佐機関であって、これには検討を要する問題点が少なくない。

まず第1は任用方法の問題である。学長と同様に選挙によるとすれば、学長と補佐機関の意思が遊離するおそれ大きい。評議会が選任する場合も同様の問題を生ずる可能性がある。とすれば、学長の任命によることとなろう。しかし、学長の意思のみにもとづいて選任することになれば、前述の補佐機関設置の危険が現実化するおそれがある。したがって、評議会の承認を得て学長が選ぶなどの方法が考えられよう。

第2に、補佐を教員にかぎるか、事務職員さらには外部の適格者をも任用できるかも、その職務とからんで検討を要する点であるが、学外者を任用することは、外部からの不当な干渉を招くおそれがあること、適切な人材を得がたいことなどの否定的意見がつよい。次に、補佐を評議員の中から選ぶか、その他の教員の中から選ぶかの問題もあるが、評議員が補佐機関を構成する場合には、学長および評議会が一体として中枢的管理機関としての役割を果たす可能性が大となり、評議会の審議機関、チェック機関としての性格が弱められるおそれがある。

第3に、補佐機関を設けることによってかえって大学の運営が統一性を欠き、研究・教育の機能が阻害されるおそれがないかどうかとも考慮しなければならない。

第4に、学長と補佐の職務の分担、複数の補佐をおくときはそれぞれの職務の分担をどうするかも問題になる。

第5に、責任の所在が不明確にならないかどうかとも考えるべきである。

(c) 上で検討した補佐機関の一種として、副学長制がある。当協会は従来よりそれを採用することに消極的であったが、それは、副学長制が上で検討したような難点を有し易いと考えられるからである。ただ、大学における組織の複雑化、学長の職務の加重化が進む傾向にあることから、以上のような難点からくる弊害を防止する対策を講じ得た場合には、大学によってはこの種の補佐機関の制度を採用することもあり得よう。

(3) 教授会の構成と運営

(ア) 従来は大学の自治は学部の自治を基礎とし、その学部の自治は教授会の自治と考えられ

てきた。現在この点についての反省が加えられているが、いずれにせよ教授会が大学の管理運営において今後も重要な役割をになうものといってよい。現在、教授会の構成についてはこれを教授のみとするもの、助教授さらに常勤講師を加えるもの、最も広くは助手を加えるものに分かれている。「意見」は「構成員の範囲は、教授のほか、各大学の実情に応じて、自主的に決定するところに委ねられて差し支えないが、この場合においても、教授・助教授および常勤講師に限らるべきである」とする「中間報告」の立場を妥当としている。しかし、現在は助手を加えるか否かがむしろ問題とされており、かなりの大学において実施されているようである。したがってここでは助手を教授会に加えることの可否を検討する。（助手のうちでも事務を担当する助手はここでの考察から除く）。

教授会は学部における研究と教育の管理運営にあたる中枢的機関であるから、この管理運営に直接の責任を負うものを構成員とすべきであり、助手は本来研究・教育の機能に直接に責任を負う地位にない以上、その構成員から除外されるという考え方にも十分に理由があるといえよう。しかし、助手制度の運用は大学によって、また同じ大学においても学部によって相当の差異のあるのが現状である。ある学部にあっては、助手は教育には全く関与せずに、研究者の養成の制度として利用され、実際には大学院学生とくに博士課程の学生とは身分のちがいがあは、ほとんど相違がないよう運用されている。他方で助手が学部における研究の重要な部分を占めるのみならず学生の研究の指導にあたり、さらに教育上の負担を負っている部局もある。このように助手制度の運用に差異がある以上これを一律に論ずることは不適當とも考えられる。したがって部局によっては、助手が常勤講師以上の教員の職務に近似した機能を果たしている場合には、これを教授会に構成員として加えることも考えられてよいと思われる。もっともこの場合には、教授会のあつかう事項によって助手が関与できないこともありうるであろう。

助手が教授会に加わらない場合においても、その意思が学部の管理運営に反映するような方式（たとえば助手を加えた教員会議の設置、教授会構成員と助手組織との協議会の設置）を学部の判断によって講ずることは差し支えないし、望ましい場合もある。

(f) これまでの教授会は、学部の管理運営における最終の責任主体であるというたてまえに基づいて、日常的な事務運営の些細なことまで審議し、その結果、過大な無限責任を自ら背負いこむ傾向がないでもなかった。このことは、学部の管理運営における迅速性、能率性を阻害し、重要事項を慎重に審議する時間を奪い、教員の学内行政面における負担を不当に重くし、事務職員の創意と意欲を減退させるなどの弊を招いていたことは否定することのできないところであ

る。したがって、今後の課題としては、軽微な事項や形式的に処理しうる事項はもとより、行財政的事項については、その基本にかかわる事項は別として、学部長の処理に委ねる範囲を広くし、教授会の負担を軽減する方策を考えるべきであろう。

(4) 事 務 組 織

大学の事務局（学生部・部局事務部を含む。）は、大学の研究・教育・学生の厚生補導などの面で教員を補佐して大学の任務の達成につとめるとともに、とくに、学長・部局長の専決に委ねられている行財政上の事項の処理について、きわめて重要な役割を果たしている。このように、事務局は大学本来の使命たる研究と教育に直接携わるものではないとしても、その管理運営の全体について重い任務を有するのであり、大学自治の一環を担うものである。大学の管理運営のあり方を考える場合に、事務局の問題をみのがすことはできない。

このように事務機構は、大学の研究・教育の円滑な運営のために不可欠の組織であり、それが能率的に、かつ大学の目的とするところにふさわしく運営されえないならば、これまた大学の活動はいちじるしく制約を受けることになり、いかに大学の自治をとнаえてみても、実体を伴わないものになる危険性が大きい。したがって、この危険性を除くためには、会計・人事・施設等に関する事務手続を大学の実情に応じて簡素化し、通常の行政的事務の能率化をはかることが必要であって、このことについては異論をみないと言ってよい。

以上のほか、事務機構についてはいくつかの改善すべき点があることは、すでに「意見」において指摘したとおりであるが、これらの諸点について、現在までなお改善されたとはいえない。そこであげられたのは、さしあたり問題となる点であって、少なくともそれらの点はすみやかに改善されることが望ましい。ここでは、具体的な問題点は「意見」の記述にゆずり、現在とくに考慮しなければならない点を指摘しておこう。

第1に、すでに記したように、大学の管理運営について学長と事務局が密接な関係を保持する必要があることである。管理運営について学長は事務局の機能を活用し、その十分な補佐をうける態勢をとらねばならない。このことは部局長その他の学内機関についても同様である。学長以下の教員を主体とする学内機関と事務局との意思の疎通が十分でなく、その協力が円滑を欠くときには、その大学の適正な管理運営を望むことができず、ひいては研究と教育という大学本来の任務が阻害されることになるのは当然といえよう。その意味で事務局の役割の重要性が明確に認識されることが必要である。もし教員さらには学生の間にこのような事務局の重要性についての

十分の理解が欠けている場合があるとすれば、それが大学の管理運営の大きな障害になることは、あらためて説くまでもない。なお、紛争の過程において、ときに事務局の担当すべき事項を教員が処理する例もみられたが、これは緊急の事態の下での異例の措置と考えられ、正常な状態においては避けるべきことであろう。

第2に、事務局は自治をもつ大学の事務組織であることが強調されねばならない。もとより大学の事務であっても、そのかなりの部分が一般行政事務と共通性をもっており、事務系職員は、国立大学の場合には行政職の国家公務員である。そのかぎりでは、事務局については、教員の組織する学内機関とは異なり、一方的に大学の自主的運営を主張できない点がある。しかし、事務局が、このような一般の行政機関としての側面を重視してその業務を行なうとすれば決してその機能を適切に遂行することができない。さきにのべたように、事務局もまた大学の自治の一部を担っているのであり、したがって大学の管理運営が大学によって自主的に運用されるという基本的な前提を十分に認識しなければならない。もしそうでなければ、事務局は大学内部における信頼にそうことができず、学長その他の学内機関との間の関係が疎遠となり、その結果として事務局の役割を適切に果たすことができなくなるといわねばならない。従って事務系職員の人事についても、大学の意見が十分に尊重されなければならないのである。また、その意味で事務系職員もまた大学の自治の重要性について十分な認識をもつことが要求されるのである。

第3に、前述のように事務職員は、教員の研究教育活動を補佐する任務をもち、従って通常の行政事務のみならず、特殊の技能や長年の経験を必要とするものが多い。このような事務を行う職員については、制度的にも、その任用・処遇を適正になすことが要求される。

第4に、事務職員は教員を補佐するものであるが、その権限と責任は事務職員固有のものであって、教員に従属するものではない。教員もまたこのような事務職員の権限と責任を尊重しなければならない。

事務系職員には、国家公務員法により給与を受ける権利、地位の保障が認められるほか、大学の自治に基づき、管理機関の人事に参加することを認むべきかどうかの問題がある。これについては、「人事」の項（3—(2)）を参照。

（5）学外者の参与

（ア）国立大学の管理運営に関する学外者の参与の問題は、広い意味では、「大学行政委員会」（社会党）、「中央教育問題委員会」（公明党）、「大学委員会」（東大、大学改革準備調査会）

等のような全国レベルでのいわゆる中央機関への参与の問題を含むが、ここでは、各個の大学における参与に限って論ずることとする。

(i) 学外者の参与機関の考えられるタイプとしては、「大学理事会」（民社党）や、「新しい管理機関」（中教審）のように、自ら大学の管理運営にあたる機関もあれば、筑波大学の「参与会」のような助言勧告機関、さらには学外との連絡協議の組織として設けられるものもあるし、常置の機関とすることも、また個別的な場合に随時設けられる組織とすることも考えられ得る。

この学外者の参与の問題は、制度的には、大学が社会の声にも耳を傾けなければならないという要求と同時に大学の自主性を確保し、研究教育に携わる者の責任において管理運営がなされなければならないという要求との相互の調整が重要な問題となるが、このような見地からすれば、理事会等の管理機関に学外者を加えるためには、その機関の権限・構成・人選方法等について慎重な具体的検討を必要とし、現段階においてはなお問題が残されている。また大学が社会の声に耳を傾けることは、必ずしも制度的な参与組織を必要としないのであるから、早急にこのような機関を一般的に設けることは適当ではないであろう。しかし、他面、学外者との連絡や意見交換はその必要もあろうし、また、地域社会との連絡や人事、業績評価に専門家の意見を求めるなど、限られた目的については、各大学の事情に応じ、大学の自主性と責任を損じないかぎり、学外者の参与を認めることも考えられてよい。

3. 大学の人事

(1) 文部大臣の権限

学長、学部長および教員の選考が大学の完全な責任において行なわれるかぎり、文部大臣はそれらの任命にさいして、大学の選考結果について拒否権をもつべきでないばかりでなく、任命を遷延することなどによって、事実上拒否権を発動するのと同じようなことをすることは認められないとする考え方は、当協会としては以前から明確に打ち出しているところである。事務職員、学生がなんらかの形で学長、学部長の選考に参加する場合にも、最終決定が大学管理機関の自主的判断と責任とにおいて行なわれるかぎり、この考えは改変の必要がない。しかし、大学の「完全な責任」が決して形式的な責任に終わってはならず、文字どおり、大学内外の、とくに国民全体の批判に答えうるような決定をなしうるとの、十分な自信が大学になければならないことも確かである。

(2) 学長の選考

(ア) 大学のもっとも本質的な任務である研究・教育が健全に行なわれるためには、大学の自治が堅持されることが必要であり、そのためには、大学の最高責任者である学長が大学みずからによって選ばれるという現在の方式は乱されるべきではない。一方、学内的には、学長の選考が現実には教員の選挙によって行なわれるという、従来の確立された慣行がもっとも適当なものであるとの、当協会がかねて保持してきた根本的理念は、大局的には今日においても改変の必要はないと思われる。それは、研究・教育に直接的な責任を負うものは教員であり、学長はそのような任務を行なう大学の代表者総括者であるからである。しかし、大学が、その自治を堅持するためには、まず学内に十分な民主体制が保障されなければならない。従来の大学の自治が「教授会自治」にすぎず、学内的には「教授会独裁」であったとの批判も、あながち一方的見解とのみはいい切れないであろう。この理由から、近年学長の選考に、狭義の教員(教授、助教授、専任講師)のほかに広義の教員(助手)を、さらには事務職員、学生を参与させることが問題となりすでにかなりの大学でなんらかの形でこれを実施している。この参与の方式としては、アンケート等の方法によって意見を聴取し、狭義の教員の判断の参考とする方式(いわゆる意見聴取方式)、学長の選考過程のいずれかの段階になんらかの方法によって参与させる方式(これには、学長候補者の選出に参与するいわゆる選挙権方式と、学長候補者を除斥することを認めるいわゆる拒否権方式とがある)や、学長の就任後に学長の不信任やリコールを認めるいわゆる不信任方式などが考えられる。

狭義の教員とともに助手、事務職員、学生も、大学の構成員である以上、学長の選考になんらかの形で参与することは、上述したように意義あることではある。しかし、助手、事務職員、学生はそれぞれ大学の構成員としての立場が異なり、それらの参与の可否、あるいはその方式は一括して論じられるべきものではない。また、助手あるいは事務職員、学生のなんらかの形で参与を考えるとすると、最終決定は狭義の教員の責任においてなされるべきであり、この点が確保されることは、文部大臣の拒否権を認めないという大学の主張を自信をもって行ないうるためにも、必要であろうと思われる。

(イ) 助手の実態は大学により、また学部によりかなり異なるが、ここでいう助手は、広義の教員として研究・教育の任務に直接にたずさわっているものを意味する。助手が、一般的には狭義の教員ほどの重い責任を負っていないとしても、研究・教育の任務に直接にたずさわっているも

のである場合には、助手が学長の選考に参加することは、十分に検討されてしかるべきものと思われる。参与を認める場合の方式も、各大学の特殊性、実情に応じて判断すべきであって、一律な方式を決める必要はないであろう。ただ、助手と狭義の教員とのあいだには、その責任の程度において、一般には明らかに差があるから、助手を狭義の教員と対等の立場で参与させることは、かならずしも必要ではなく、またかならずしも適切とは言えないであろう。そこで、きわめて一般的には、学長の選考過程に参加を認めるとしても、選考の途中段階において、複数（かなり多数）の候補者の選出にだけ助手が参与する方式あたりにとどめるのが妥当かと思われる。

(ウ) 一方、事務職員は大学の管理運営の全体とくに行財政の執行面において重い任務をもつものである。教員の研究・教育業務の有効性は事務職員の職務遂行のいかんによっておおきく影響される。この意味において、事務職員もまた大学の重要な構成員である。しかし、その職責の内容が教員のそれと異なる点において、また、その任命系統が普通の行政官庁のそれと同じである点において、学長選考への参与に関して、助手の場合と事情が異なる。事務職員の参与については、現段階においては、なお方向を示すことも簡単ではないと思われるが、事務職員が学長の行政官としての職務をもっとも直接的に補佐するものであることから、学長の選考に事務職員の意向が反映する方途を考えることは意義のあることである。具体的にはこの事務職員の参与の方式としては、事務職員の意向をアンケートあるいは推薦投票の形で聴取する方式あたりが現実的ではないかと思われる。

(エ) 大学が教育機関でもある以上、大学における学生の存在は不可欠であり、その意味で学生は大学の重要な構成員であると言える。とくに大学院学生は研究機関としての大学にも重要な地位を占めている。しかし、学生は職員ではないという点からも、国家機関の一つである国立大学の学長の選考に直接的に参加することは適当ではない。とくに選考の最終決定が学生の投票などによって支配されるような方式は採るべきではないであろう。

(3) 学部長の選考

学部長は学部を総括し学部を代表するものであると一般に考えられている。この意味では、学部長の学部における地位は学長の大学における地位と似ていることは確かである。しかし、学長が法規上も、大学の最高責任者であり、大学のいろいろな重要事項を決定する権限と責任とをもつものに対して、すくなくとも現在の制度では、学部の重要事項の決定の権限と責任とは学部教授会にあり、学部長は、その教授会を主宰し、教授会の決定事項を執行するというたてまえになっ

ている。このように制度上は、学長と学部長とのあいだには大きな違いがあり、学部長には政策決定者の色彩が薄く、執行者の性格が強い。したがって、学部長は教授会構成員の互選によって選出されるのがむしろすじであり、教授会構成員以外の者が学部長の選考に参加する必要があるという見解もある。一方、教授会構成員以外の教員、事務職員、学生にとっては、学部長は学長よりも一層密接な関係にあるのであって、この角度から学部長の選考への参加が考えられるべきであるという見方もある。この立場から学部長の選考に狭義の教員以外の者の参加を認めるとすれば、その方式は、各学部の特異性を十分考慮しながら、大体学長の選考方式に準じて考えられてしかるべきであろう。すなわち、前項で述べられた考え方は、この場合にも一応適用しうるものといえよう。

(4) 教員の人事

(ア) 教員の選考・任用

教授、助教授、常勤講師という種別は存置する理由がないわけではない。すなわち研究・教育の組織を確立し、これに対する責任の所在を明らかにするとともに、昇任の機会に教員の資格審査をする現在の制度が必ずしも不当であるとはいえない。

国立大学における研究・教育の重要性ならびにその公共性にかんがみ、何らかの形式による自己規律が必要である。このような自己規律制度としては、任期制度や再審査制度が考えられているが、これらの制度は、その反面において研究活動の長期的計画性の見地からは問題がないわけではなく、ひいては、研究内容そのものを小型化するおそれがある場合も考えられ、また処遇の面より考えると現在の社会制度や公務員に対する待遇の体系のもとでは直ちにこれを実施することは困難であると思われる。したがって、少なくとも現状における昇任時の資格審査制度にはその存続の意義が認められるであろう。

これに対し、他方では、学問分野によっては教授、助教授、常勤講師の相互間において責任と職務の区別が明確でなく、このような種別は身分的差別を象徴するものとして、これを撤廃すべきであるという考え方もある。ただしこれらの種別をなくする場合には、自己規律の面より任期制度あるいは再審査制度を採用する必要があるだろう。しかしその場合には任期期間の設定、審査基準、審査方式、任期が終了した場合の処遇等が問題となるのみならず、研究・教育組織のあり方、予算の編成方式、大学間の人事交流の難易、研究・教育の水準に及ぼす影響等を十分に検討する必要があると考えられる。

助手制度に関してはその職務内容が一義的に決まっておらず、その相異等に基づく種々の問題があり、今後研究されるべきものと思われる。すなわち助手制度に関しては学問の分野によってその内容や実状が異なるが、助手制度の円滑なる運用により研究・教育の充実がはかられる学問分野も多い。また研究者養成のうえで果たす役割も大である。また、助手制度の運用については現在各大学によって大幅な相違があるが、それぞれの実状により、より適した運用がはかられるべきであろう。

大学における研究・教育の水準を高め、大学間の格差を是正する等のためには教員人事の閉鎖性ならびに独善性の生ずるおそれのある根源をなくする必要がある。このための一つの方策として公募制の採用がある。すなわち各大学は教員候補者を求めるに当り、厳正なる公募制を採用し、その審査にあたっては必要があれば、他大学の専門の学者にその業績についての意見を求める等、公平にして厳正な選考をすることが必要であるとするものである。このような公募制を一般的に制度化するためにはなお諸条件が整っているとは言えないであろうが、公募制の趣旨とするところは、これを制度的に採用すると否とを問わず、大学の人事運営の上に実現して行くべきであろう。

大学の閉鎖性を打破するため、またさらに大学相互間の交流を促進するため、国立大学相互間の教員の人事交流、出向形式または併任形式による他大学など（外国の大学、研究機関を含む）への出講などの制度化、広範囲の大学間の単位の相互認定制度の確立等が推進されてよい。

さらに大学相互間の教員の人事交流を容易ならしめるため、情報交換およびあっ旋のための機関を設けることも検討されてよからう。

(イ) 教員の処遇

大学における研究・教育の重要性を認識し、教員に有能なる人材を採用し、研究・教育の実をあげるためには、当然適正なる給与が支給されるべきである。すなわち現行の給与を大幅に引き上げる必要がある。その水準としては給与体系を司法官なみにすることが望ましい。

助教授、助手等の若年教員の給与が一般社会のそれに比して低いことは、優秀なる教員の確保を困難にしている。その給与の改善は早急に行なわれるべきである。

また研究・教育の補助者である技術系職員の給与が一般社会の水準に比して非常に低く、その上限も低い。これは人材の確保を困難にし、研究・教育の充実をはかる上で大きな障害の一因となっており、これについても大幅な改善が必要であり、さらにその身分についても行政上の配慮が必要であり、その職責に誇りをもって業務を遂行できるよう改善するべきである。

教員がその研究・教育能力を高め、その職務に専念するためには、給与の引上げのみならず、その他の待遇の改善がはかられる必要がある。

その一つとして、サバティカル・イヤー制度（定期的に相当長期の自由な研修期間をとる）ならびに定期的研究留学制度（海外留学をも含む）を採用すべきである。

また各教員にそれぞれ妥当な研究費を保証すると同時に各研究プロジェクト、各研究組織に対して妥当な研究費が支給されるべきである。（Ⅱ大学の研究と教育 4. 研究・教育条件の改善の項およびⅢ大学と社会 8. 研究上の国際協力の項参照。）

なお、以上のような待遇その他の改善に加えて、教員が自由に研究と教育に専念できる環境の整備が重要である。現状では種々の観点よりこの環境が満足されているとはいえない。管理運営の改善とあいまって、研究・教育環境の整備が行なわれる必要がある。

Ⅱ 大学の研究と教育

第 2 研 究 部 会

目 次

はしがき	(33)
1. 国立大学のあり方についての前提	(35)
(1) 研究と教育との均衡	(35)
(2) 一般教育と専門教育の統一	(35)
(3) 大学間の格差について	(36)
2. 大学間の格差の是正	(36)
3. 教養部のあり方	(38)
(1) 大学における一般教育	(38)
(2) 一般教育科目について	(39)
(3) 教養課程について	(40)
(4) 教養部の問題	(41)
(5) 外国語教育について	(44)
(6) 保健体育について	(44)
4. 研究・教育条件の改善	(45)
(1) 研究と教育の均衡	(45)
(2) 大学の一般的水準の向上	(46)
(3) 研究計画に応じて支出される研究費	(47)
(4) 建物の増設	(48)
(5) 共同利用研究・教育施設	(49)
(6) 研究・教育組織，制度，人員	(50)
5. 大学院のあり方	(51)
(1) 大学における大学院の位置	(51)

(2) 修士課程と博士課程	(52)
(3) 連合大学院	(53)
(4) 研究・教育条件の改善	(54)
(5) 学位審査	(54)
6. 専門的大学	(55)
(1) 修業年限	(55)
(2) 教育課程	(55)
(3) 研究，教育上の問題点	(56)

Ⅱ 大学の研究と教育

第2研究部会

は し が き

さきに本研究部会は第2次調査研究報告書においてそれまでに出了れた各大学の改革案ならびに中央教育審議会の「高等教育改革に関する基本構想」に対する当協会の見解のとりまとめや各特別委員会の調査報告に関連し本部会によせられた各大学の意見などに基づいて大学における研究教育の改革のあり方についての見解をまとめ、大学改革のよりどころに資することを目的とした。

今回の報告書の内容は原則においては第2次報告書のそれと本質的にかかわるところはないが、そこに示された理念をさらに実情に即してできるだけ具体的なかたちでとらえ大学の共通理解の上にたって実行可能と思われる具体案を検討することを主眼とした。もとより改革の方策には多くの可能性があり、大学の実情によって多様であるべきはずであるが、それぞれの案の得失の分析は今後の改革の参考となりうるものとする。

具体的方策の検討にあたっては前回同様まず現行法令の枠内で実行可能な案をもとめることを第一の目標としたが、改革の前進に必要なと思われる法令の弾力化がどのようなものであるべきかについての考察も怠らなかった。

なお、将来の改革の方向として示唆された諸問題の多くについては、さらに詳細な分析が必要であり、それにともなう法令の改正が避けられないと考えられるが、これらは今後の研究に俟たなければならない。

このような趣旨にそって今回の報告においてはもっとも急を要する具体的問題として

- (1) 大学間の格差の是正
- (2) 教養部のあり方
- (3) 研究教育条件の改善
- (4) 大学院のあり方

⑤ 専門的大学

をえらび、それぞれについて検討を加えた。それらの考察にあたっては大学における研究教育のあり方にかんする前提を明らかにすることが必要であって、前回と同様はじめにそれらをまとめて提示することとした。

1. 国立大学のあり方についての前提

(1) 研究と教育との均衡

まず第一に大学は学問の研究の場であると同時に、最高水準の教育の場であることを前提として確認しておかなければならない。大学における研究と教育とは、有機的な関連をもつべきであることはいうまでもない。ただし、これらは必ずしも未分離のまま結合していなければならないことを意味しないが、研究の成果はおのずから教育に表現される関係にあることが適当であろう。すなわち学生はつねに研究的雰囲気の中で学習し、かつその教育の内容は研究の面からたえず新しい目で見直されることが必要である。また大学における研究は単に既成の成果を延長することに止らず、若い世代の感覚豊かな、生地のままの精神に学問的な探究の方向づけを与えるにあたって必要とされるのとおなじ柔軟な精神が、創造的な研究にもっとも大切な役割を果たすことを考えれば、教育とのかかわりがどれほど重要であるかが理解できるであろう。

大学は、この意味での研究と教育とを二つながら全うすることを理想とする。したがって大学の教員は、研究者であるとともに、教育者であることが必要であって、研究者的能力と教育者の資質および熱意を備えるものでなければならない。

(2) 一般教育と専門教育の統一

大学は、最高の水準での教育の責任を負うものであり、現在の社会の要請にこたえて社会が必要とする専門人を育成する技術教育、専門教育を遂行することを意味するのはいうまでもないが、その究極的な目的は人間的な教養としてのヒューマニティーをふくみ、これらを両立したかたちで充実させるものでなければならない。大学は、専門人を育成する役割を果たすものであるが、単に完成した専門家なり研究者なりを養成すれば足りるのではない。この点について、各大学は共通の理解をもちうるであろう。

ここにいう人間的な教養としてのヒューマニティーはこれまで教育課程における一般教育がめざしてきたところに他ならないが、これまで十分なかたちで実現されるにいたらなかった。しかしながら現在の社会が当面するさまざまな困難を切り抜けるためには、単に情報化された知識を技術的に操作することにとどまらず、各自の人間の生存にかかわる自覚にもとづく決断が必要とされている。大学がどのようなかたちでこれに答えうるかは今後の重要な課題であろう。

それと同時に急速に進歩しつつある諸科学の成果を、統一的なカタチでとらえ、それを具体的な問題に適用し、さらにそれを発展させるに役立つよう、それぞれの専門領域における教育が行われなければならない。

これらの一見相反するようにみえる二つの面は本質的に矛盾するものではなく、これをどのように両立させるかについても、なお今後の問題として追求されるべきであろう。

(3) 大学間の格差について

高等教育の規模が拡大され、またいっそう拡大されようとしているときにあって、大学の多様化が論じられているが、上述のような大学の特徴はすべての大学に共通する根本的なものであると考えられる。現存する大学がその研究教育の水準と規模とに差異があることは、その歴史的地域的背景からいってむしろ当然のことであり、すべての大学が画一的であろうとすることはむしろのぞましいことではない。

このような事情をふまえた上で、大学間の格差について次のような共通理解をもちうるであろう。すなわちそのひとつは大学を種別化し、その本質である研究および教育に差別的な格付けを設けるべきでないということである。基本的には大学の教官は教育と研究とにたいして同等の機会が保障されるべきである。また学生にとっては出身大学のいかにかわらず大学院への入学や就職にあたって機会の均等が与えられていることが前提とされていなければならない。

2. 大学間の格差の是正

いわゆる大学の「格差」には、一つは制度的な区分による差別があり、他の一つは当該大学のもつ固有の歴史、立地条件などの背景にもとづく実質的な水準もしくは規模の相違である。

第一の制度的な区分による格差は(1)大学学部学科に学科目がおかれている場合と、(2)大学院に修士講座がおかれている場合、(3)大学院に博士講座がおかれている場合について定められた経常費の単価や建物の基準、学生数対教官数の比などがことなる点においてあらわれる。

この区分は、事実上は大学院の有無によって定まるため、大学院の有無が大学の格差として受け取られることになる。このために、たとえば大学院を設置することによって教官の研究条件を改善しようとする動きがあることも見逃すことができない。このような事態はこれまで大学院を既存の学部併設して学部と大学院とをふくめて必要な経費を講座あたりに積算する方法をとってきたことに基づくが、大学院の有無にかかわらず、はじめの前提にのべたように大学の教員

は教育と同時に研究にも従事することがたてまえとされるべきであって、教官当積算校費に差等があることじしん、はなはだ不合理である。なぜならば、そもそも社会の発展と学問の向上とは車の両輪であり、学問の向上に対して、大学の果たす役割は古今東西を問わず極めて大きく、その点においてすべての大学は基本的に同等であって、少数の特定の大学に、学問の研究活動が過度に集中することは、望ましいことではないからである。すなわちすべての国立大学が学問の進展と教育とに同等の水準で寄与しうる可能性がひらかれているような施策をすすめる必要がある。大学設置基準によれば学科目は「教育上必要な学科目を定め、その教育研究に必要な教員を置く」となっており、また講座は「教育研究上に必要な専門分野を定め、その教育研究に必要な教員を置く」制度と定められている。その意味においてそれぞれを担当する教官はその「教育研究」にたいする最低限の保障が与えられていなければならない。

またすべての大学にたいし、その条件が十分満たされ、大学が必要とする場合には大学院の修士課程、博士課程もしくはその両者をおきうる可能性がひらかれているべきであることも当然である。以上は大学の基本的な権利とみなされてよく、その点に関する限り、本質的な格差を設けることは正当でない。他方、各大学固有の立地条件、歴史的背景にもとづく事実上の差異がただちに格差の原因であるとはいいがたく、またそれぞれの大学が均一の性格をもつことのぞましいことではない。にもかかわらず現在国立大学においても、現実においてその水準のちがいがあり、それは歴史的背景によるところも多いが、また立地条件の差によることも否定できない。研究・教育の機会均等をはかる見地からも、全国の大学の水準を全体として引上げることは極めてのぞましいことであって、これに対する阻害要因を見極め、積極的な対策を打出すことが大切である。以上の論点からも明らかなように学科目制および講座制はそれぞれを担当する教官の研究教育の保障を原則としながらも、学科目制においては学科目の設置の目的が教育に重点がおかれている点になお問題があり、将来、学科目制、講座制の区別を廃止する方向をとることがのぞましいと考えられるが、当面、大学学部段階については教官当積算校費は学科目制、講座制による差を廃して一律とすることを提案する。

以上は学部段階についてであって、大学院に関しては教官当積算校費のかたちによらず必要な研究経費は別途必要に応じて支出される方法が考へうるであろう。もしも大学院においても教官当校費が支出されるべきであるという考えによれば、大学教官の経常的研究の保障は大学院の有無により決定的な差異を認めることとなり不合理だからである。

また大学間に生じうる教育研究の水準の差を縮めるためには大学間の教官の交流や単位の互換

制を促進することが不可欠である。これらの交流はもちろんこのような観点からのみならず大学がひらかれた大学となるためにものぞましいことである〔4 研究・教育条件の改善参照〕。『教官の交流についてみればそれは単に、任期制の導入などを考慮するだけにとどまらず地域の格差にもとづく生活条件を改善することなどのきめ細かい配慮が必要である。このような措置がとられたとき、人事の交流が真に円滑化し、各大学が平等な資格を保有しつつ特長を発揮するように改善しうる素地が生まれよう。

3. 教養部のあり方

一般教育の理念は戦後の大学改革の重要な一環として導入されたものであり、今日の大学教育のなかで大きな比重を占めているにもかかわらず、その形態は実施以来20数年を経た現在でもなお必ずしも定着しているとはいいい難く、いろいろな側面からの再検討が必要だとされている。ここでは、一般教育をめぐる諸問題のうち、とくに大学全体の研究・教育組織に直接的なかかわりをもつ教養部制度の問題に焦点をおいて、改革の方向を探ることとしたい。もちろん、教養部はもともと一般教育のために設けられた組織であり、教養部問題を考えるに当たっては、一般教育の理念やその科目構成、教養課程などの問題にふれないわけにはいかない。

(1) 大学における一般教育

今日の大学において一般教育が必ずしもうまく行なわれていないという反省から、時には一般教育無用論が語られることもあるが、新制大学に一般教育が導入されるにいたった経緯や、今日の社会の状況から見て、全人的な人間教育としての一般教育の必要性はますます強調されこそすれ、安易な廃止論がうけいられる余地はないであろう。国立大学協会がさきに公表した「大学における一般教育について」（昭和37年3月）のなかでは「大学における一般教育の目標は、すべての学生に対し、その専門の如何にかかわりなく、人生と学問体系における自分の専門の正しい位置を理解させるとともに、将来彼らが社会人として行動するときに必要と考えられる教養を与えることである、といわれる。それは特定の知識・技術を意味するものではなく、人生と学問体系との関連において深く専門を理解し把握するための、また複雑な社会の中において適正な批判力と判断力をもって行動するための知性・知恵というべきものである。一般教育と専門教育とは、互に相補的關係に立つ。」といわれている。このような一般教育の理念は今日においてもなお妥当するであろう。学問の細分化や職業領域の専門化が進行する今日の状況のなかでは、過去

のどのような時代にもまして、教育を過度の専門化から引きもどし、人間性の全体像のなかにそれを位置づける努力が意識的になされなければならない。

(2) 一般教育科目について

問題は、前記のような理念をどのような形で大学の教育課程のなかで生かしていくかであり、この点については、今日多くの大学において反省や批判あるいはさらにすすんだ多くの努力やくふうが重ねられている。

まず授業科目についていえば、現在一般教育科目として開講されているものは、そのほとんどが個別科学の入門的・概論的講義であるが、それらが互に有機的連関をもつことなくばらばらに行なわれているという実情もあって、果たしてこれらによって一般教育の本来の目標が達成されると考えられるかどうか、一般教育の担当者ばかりか、その受講者、他学部教育によっても問われている。諸科学のなかでの自分の専門の位置を知り、また自立的市民としての基礎を身につけるためには、個別科学に関わるもののほか、より統合的なもの、諸領域の相関を扱うものが必要だと考えられるのである。この批判に応えるものとしては、総合コースの試みがいくつかの大学で行なわれており、その一層の発展が期待される〔国立大学協会教養課程に関する特別委員会、「一般教育と教養課程並びに外国語教育及び保健体育に関する実情調査報告書」（昭和47年11月37ページ）〕。

しかし授業科目の問題の本質をいっそうほりさげて考えるならば、現在の制度のように、一般教育科目と専門教育科目とを画然と区別して教育することの是非にまで問題はつながっていく。

この点について、国立大学協会大学運営協議会「大学問題に関する調査研究報告書」（昭和46年6月）は、「一般教育の授業科目と専門教育の授業科目とを画然と区別して考えるのは適当とはいわれぬであろう」として、両者が融合的・統一的な形で行なわれるための方式を模索しているが、この点もまた、今日の大きな問題の一つである。

一般教育と専門教育を統一的に行なうための方式として考えられているのは、現在のように一般教育の授業科目と専門教育の授業科目を形式的に区別することをやめて、各学部の開講科目のなかから一般教育にふさわしいと判断されるものを選んで指定し、学生にそのなかから自己の専門とにらみ合わせて適宜な組合せを選択させる方式である。イギリスのサセックス大学などでとられている方式はその一つのタイプと見ることができよう。また、アメリカのリベラル・アーツ・カレッジにおいて行なわれているのも、一般的には、各学科の開講科目のうちから、全学要望

科目を選択的に受講する方式であり、ほぼこれに近いといえよう。

この方式による場合は、後に述べるような、教養課程・教養部の問題が生まれる余地がなく、4 年間のカリキュラムを有機的に組織しうる点で利点があると考えられ、またこれが一般教育担当教官の枠が固定されるところからくる内容の硬直化を防ぐこともできる。しかし、その反面次の二つの点において大きな困難を含んでいることも見逃してはならない。

すなわち難点の一つは、必ずしも一般教育を目標としないで開設された学部の授業科目から適当な科目を選ぶというかたちで、はたしてどの程度まで一般教育理念が生かされるかの問題にかかわっている。今日の大学人の気風としては、自分の専門とする領域の研究・教育については極めて意欲的であるが、広い領域にわたっての研究・教育を見通すことに、多くははなはだ消極的である。そうした現況のなかで、「一般教育」を業としない教員集団によってどこまで一般教育の目標が達成されるかはすこぶる疑問である。

もうひとつの難点は学生数の大きさに関係するものである。大規模な大学では一般教育の授業は 100 名を越えるクラスによって行なわれる場合がほとんどであるが、この大量の学生をどう捌くかは、時間割編成上の大きな問題であり、そのための有効な組織が考えられなければならない。

以上の諸点を考慮した場合、一般教育の授業科目を形式的に設定しない方式は、それによる効果が十分に期待でき、難点解消の期待が確かである場合にのみ行なわれるべきで、安易に行なわれるべきではないし、今日の国立大学の現状においてはまず検討段階とみなすべきであろう。その意味で特定の講義を一義的に一般教育科目であるか、専門科目であるかのどちらかのためのものと割り切るといふ考えはとらないで、同一の講義が学生の専攻のとり方に応じて一般教育科目の単位としても、また専門教育科目の単位としてもなりうるという原則をみとめた場合にも、どの名称の講義かではなく、じっさいに開設されたどの特定の講義が一般教育科目の単位にかぞえうるかは予め大学がカリキュラムを編成する場合に明確にしておく必要があろう。

(3) 教養課程について

前期（2 年）を教養課程として一般教育の期間とし、後期（3 年）を専門教育に当てるといふ、いわゆる教養課程方式をとる場合について、これまでその有利な側面——一般教育の効果的統一的な運営——とともに、その不利な側面が強く指摘されてきた。すなわち一般教育と専門教育が乖離し、大学教育課程を全体として統一することが困難であるとの指摘である。ことに入

学時において専攻科目の決定を要求している大学であっても、学生は当初の二年間、志望する専門分野との接触を持たないままに教養課程において一般教育に専念させられるため、学習意欲を削がれることも多いことが指摘されている。

これに対しては、現在多くの大学においてすでに徐々にその改善策が取られている。たとえばいわゆる楔形カリキュラムによって、少なくとも第一学年から、専門課程の授業にふれられるようにし、その反面では、一般教育を第三、四年次においても受講しうるものとして、両課程の形式的区分からくる難点を解消することを考えることなどが試みられている。

ただし高学年の一般教育は、ただ単に現在開講中の一般教育の授業を上級学年に横すべりさせるのではなく、テーマ設定の上においても内容の上においても、学生の進度に応じたくふうを加える必要がある。

(4) 教養部の問題

一般教育の授業科目や教養課程のあり方について、上述の如き改善の方策を進めていくにしても、更に大きな問題として残るのは、そのための教員組織の問題であり、また教養部の問題である。

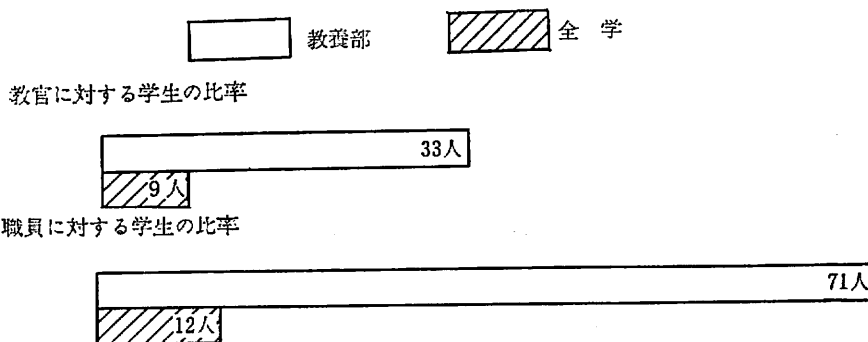
「大学設置基準改善要綱」（昭和40年3月）には、一般教育実施上の責任体制と管理方式を確立するため、教養部もしくは教養課程委員会を設けるよう勧告されている。これに基づいて、国立大学の半数近く（33校）で教養部（教養学部）が設置され、教養課程の学生の教育に専ら当たっている。しかしこの制度が今日の大学の研究・教育組織のなかで適切に機能しているか否かについては多くの疑問が提出されており、上述のような一般教育の内容上の改善策とともに今日の大学問題の重要な部分を占めているといっても過言ではない。

ア 教養部問題といわれるものにはさまざまな側面が含まれるが、その主なものを列挙するならば次のようになる。

- a 教養部は教育のための組織として位置づけられており、所属する学科目の研究教育上の役割は学部のそれと原則的には変わらないにもかかわらず、事実上教職員数、研究費、施設・設備において学部比べて著しい劣勢におかれ、いわゆる学内格差を生じていることは周知のとおりである。

国立大学協会教養課程に関する特別委員会の調査によれば教官一人・職員一人に対する学生の比率には、教養部と全学とでは次のような違いがある。

教官一人、職員一人に対する学生の比率（一般教育担当部局をもたない大学をのぞく）



（「一般教育と教養課程並びに外国語教育及び保健体育に関する実情調査報告書」昭和47年11月にもとづく。）

- b 学生数が著しく多いという事実のほか、学生がすべて低学年であるところから、教員にとっては教員自身の研究内容と教育の内容とのずれが甚しく、教員の意欲が著しく削がれる結果を生じている。またほとんどの授業が大規模化していて教師と学生との人間的接触が失われている。
- c 教職員数が学生数との関係で相対的に少ないことのほか、学生集団の規模が大きく、また学生の通過集団的色彩が強いために、学生補導上でむずかしい問題が多く、教員の研究への集中が著しく妨げられる。

つまり一言でいえば、現在の教養部には、大学にふさわしい研究・教育条件が著しく欠けており、しかも課題としては、極めて困難な要素を多くもつ一般教育任務をかかえて、いわば意あって力たらざる状況にあるといえよう。

今回のアンケート調査においても、ほとんどの大学が、「教養部制度は、その改廃をふくめて根本的に検討しなおす」ことを必要としており、「教養部制度は、現行形態を基本的に保持存続させながら、主として運用面で改善をはかる」ことで足るとするものがごく僅かであることにも、教養部問題の深刻さがうかがえる。

イ 現在の教養部制度を基本的には保持しながら、漸進的に改善をはかることも全く不可能ではない。すなわち、一般教育の専任教官が一つの部局を形成し、これが横割制の教養課程を担当するという現在の方式を続けながら、部分的に改善を進めていくことである。

すなわち

- a 研究・教育条件（教員定数・研究員・教室施設等）を改善する

b 一般教育・専門教育担当教員の交流をはかる

c 一般教育カリキュラムの改革(総合科目、教養ゼミナール、楔形カリキュラム等)をはかる
などはこれまで教養部が行ってきた努力や研究の成果を継承しうる点で実際的な方策といえよう。

ウ しかし、現行の教養部制度を現状のまま保持しながらその改善をはかることによって、一般教育のための有効な方式が確立され、教養部の難点が解消されるかどうかについては、なお多くの疑問があり、すでに述べたように、いっそう根本的な改革の方向がこの際精力的に検討されなければならないであろう。

その場合、教養部の難点がどのように考えられるにしても、一般教育の充実という目標を捨てざるべきでないことは、当然のことであり、その目標を有効に実現するための、より有効な方式として、新しい可能性が探られなければならないことはいうまでもない。

今日までに、すでにいくつかの大学において教養部制度をめぐる検討がなされているが、新しい方式として提案されているものはおよそ次のようである。

a 教養部教員を母胎としてリベラル・アーツ型(教養学部型)の学部をつくる。

b 教養部を解体し、主として境界領域の研究を指向する新しい学部をつくる。

c 教養部の教員は新しい研究センターを組織し、他学部の教員とともに教養課程および専門課程を担当する。

d 現在の教養部教員は既存の学部に分属し原則としてその学部の教養課程を担当する。

e 現在の教養部教員は既存の学部に分属し、全学の教員が教養課程および専門課程を担当する。

f 既存の学部をすべて再編成して、専門分野ごとの系列を設け、すべての教員が教養課程および専門課程を担当する。

これらの方式のうちいずれが最も望ましい形であり、またいずれに最も大きな実現可能性があるかは、ここで一般論として論ずることは不可能である。それぞれの大学の学部構成の現状、現在までの改革をめぐる検討の経過などによって、それぞれ別個な状況にあるからである。ただ、一般的に言って、われわれは二つの相矛盾する要求のなかに立っていることは指摘しうるのであろう。すなわち、一般教育の推進のためには、一方では一般教育をわがこととしてこれに精力を費す専任教員団があることが必要だとしながら、他方ではまた専任制をとったために、一般教育の固定化や、学内格差の問題が生まれやすいということである。こうした矛盾する要求のなか

で、どのような方式に新しい可能性を見出すかは、それぞれの大学や教養部の主体的な努力にまつところが多い。

(5) 外国語教育について

大学における外国語教育は単に読み・書き・聞き・話す能力の養成・充実を目的とするものでなく、それらを通して外国文化の理解を深め、思考力や言葉に対する感受性を練磨するという教養的意義をもつものであることはいうまでもない。それと同時に国際交流が頻繁かつ緊密化するのにもなって国際的なコミュニケーションの手段としての語学力の必要性が社会の各方面において痛感されつつあり、また大学内ではそれぞれの専攻諸領域において活用しうるかたちの語学力の養成を求める声が強まっている。このような状況を考えると、従来の外国語教育のあり方を根本的に検討し、より合理的で効果的な方法を講じることは緊急の重要課題であるといわなくてはならない。

外国語教育の改善を検討するに当たっては、まず既修外国語（主として英語）と未修外国語の取扱いの相違に留意しなくてはならない。未修外国語における初歩的ないし技術的段階の外国語教育は、大学の正規のカリキュラムのほかに、外国語センター（仮称）の如き施設において能率的・効果的に学習する方法も考えられる。外国語センターは、L・L・の設備をもち、初歩的ないし技術的な訓練のための施設であるとともに、外国語教育や教授法を研究し、また高度の言語文化を研究する総合的な機関であることも構想されてよく、各大学の実状に即した組織や運営方法を検討すべきであろう。

外国語教育の履修時間数は全般的に甚だしく不足しているが、とりわけ未修外国語の場合には学習時間の大幅な増加が必要であろう。

外国語教育の充実のためのカリキュラムの編成においては、大学のカリキュラム全体の一環として適正な位置づけ、専攻分野による必要度の違いや学生の素質、能力、関心の相違に対する十分の配慮が必要である。画一的なカリキュラムを排しできるだけ学生に自主選択の余地を与えるよう、程度や内容の異なる複数のコースを設定すべきであろう。

(6) 保健体育について

大学における保健体育は、人間の生命・健康に関する理解を基盤とし、学生の健康の保持向上を目的とすると同時に、それによって大学における学生の相互の連繫を深める役割をも果たして

いる。

しかし、現在の大学における保健体育の教育が、その目的に即してなされているか否かということに関しては、大学による差が非常に大きく、学内外において種々の批判があり、また問題が提起されていることも事実である。

最初にのべたような保健体育教育の意義に照らしてみれば、保健・体育が、教養課程における教育の一つの要素であることは明らかで、少なくとも大学の4年間の課程を終了するまでに、このような保健体育に関係する単位を履修することを条件とする必要がある。その講義の内容は、人間の生命の科学として人間の理解に役立つものであることがのぞましい。上のような理由により、保健体育を体育実技を含めて正課として実施し、これについて単位の認定をするということは従来の通りとするのが適当である。しかし、一方では体育実技に関しては、単位の認定とは別に考えるべきであるという意見もありこれを無視することはできない。

体育実技の教育効果をあげるために、体育センター（仮称）をおくという案もある。

4. 研究・教育条件の改善

(1) 研究と教育の均衡

さきにのべた通り、研究と教育は統一を保たなければならない。この研究と教育の関係が、大学全体として実現されていなければならないのはいうまでもない。それと同時に個々の教員においても、それぞれが研究者であると同時に教育者であるということが必要で、大学教員はその双方の資質をそなえていなければならない。このことはすべての大学の教員は研究を行なうべきであるということを意味する。

これまで大学の組織の構成要素は「学部」とされてきた。学部は長い慣行の上に築かれてきたものであり、大学における研究と教育の統一の基礎をなすものであった。学部は複数の講座または学科目から成るが、講座および学科目はこれまで当該専攻分野における研究教育の責任を担うものと考えられてきた。

しかし、他方において、学問と社会の変化に伴い、現行学部の運営に研究と教育の機能を果たすのに必ずしもふさわしくない面が現われてきている。すなわち、教育の面では、一般教育や共通講義、新しい境界領域に属する教育計画の作成など、研究の面では、研究施設、大規模の研究設備やセンターの役割、学部間の共同研究などが、ますます重要となり、そのためには学部組織をより柔軟なものとする必要が認められることもまた事実である。このことから、教育の機能と

研究の機能とを果たすそれぞれの組織をいちおう分離することにもその意義が認められよう。しかしその場合もそれぞれが全体のシステムとしてまとまった機能を果たすことが必要である。

大学の使命は、研究と教育にあることは、上述の通りであるが、ふつう大学の教員の定員は、学生数を根拠に定められており、この定員から、逆に研究費の積算がなされ、どちらかといえば学生の教育の面から、大学の予算の枠がきめられてしまっているという感が深い。しかし、大学特に国立大学は、わが国における学術研究では極めて重要な役割を持ち、人文社会科学に関しては主力を占め、基礎科学の研究についても、かなりの部分を占めている。こうして、大学の研究は、現在でも、いくつかの大学で高水準の研究が行なわれているが、学問領域の多様化にともない、研究者の一般的水準を上げるとともに、研究者の層を厚くすることは現在もっとも必要なことで、このことは大学の研究と研究者によらなければなし得ないところである。このようなことから考えると、現在研究所を主体として支出されている特別研究費を、全国の国立大学の学部に対しても一般的に充実するということは、予算的に教育の面だけが考えられがちな大学の学部において研究と教育の均衡を保つため緊急にとられるべき措置といえよう。また、大学における分野間の協力などが行なわれるためにも、このような措置は不可欠である。

以上、このような大学の研究・教育条件に関する諸問題について、上記の原則に照らして当面または恒久的な施策をのべることにする。これらは互に関連しており、一部施策の実施だけでは効果をあげ得ない。

(2) 大学の一般的水準の向上

現在の各大学の研究・教育について、最も重要なことは、一般的な水準の向上であり、そのために大学財政を充実することである。大学財政については、「Ⅲ 大学と社会」でも、解説するが一般的水準の向上は現存の大学の組織をどのように変更しても欠くことができず、それなしにはどのような改革も無意味に終るであろう。

この一般的水準の向上の中で現在ほとんど全ての大学で痛感されていることは、教官当積算校費、学生当積算校費といった基礎的経費が必要額に比して甚だ少ないことである。教官当積算校費は、年々数パーセント程度の増額をみているが、これは、物価上昇によるディフレーターを考えれば、むしろ減少しているという見方もあり、さらに、学問の進歩などを考えれば、あまりにも現実からかけはなれた状態にある。もう一つの問題は、講座制と学科目制の間の著しい格差である。以上のことを考え、現存する大学間の格差を解消した上で教官当積算校費は、現在の講

座制単価の2倍以上の程度に引上げることは、大学の研究条件を向上させるために必要不可欠なことであると考えられている。

それと同時に、学生当積算校費もまた著しく少額である。現在の積算校費は、長い間据置かれ、現在では、学生の授業料に見合う金額に達していない。現行の学生当積算校費は学生の教育に必要な経費を完全に下まわっており、特に実験を必要とする学科では、この学生の教育に必要な経費は、もともと不足している教官当積算校費から融通されるため、研究条件を著しく劣悪化させている。さらに、また、学科目制大学では教員あたりの学生数が多いため、実質的格差を一層大きくする結果になっている。現行の学生当積算校費を大幅に増額すれば、上述の研究条件の実質的格差を結果的に軽減することになると考えられる。大学院学生の経費については、別の箇所でのべているが、これについては、抜本的に増額することが必要である。

このような一般的な研究・教育条件の向上のために、教官当積算校費、学生当積算校費の大幅増額のほか、特に重要なものとして要請されているものは

(i) 教官旅費の増額

(ii) 在外研究員制度の拡充

の二つである。特に(i)については、当面少なくとも現行の3倍以上にすることが必要で、遠隔地の大学や小さい大学で特に強く要求されている。(ii)についても、大幅拡充は不可欠である。外国語の教員については、ある期間の在外研究は必須であるので、特にその実現が要望される。

このほか、学問の進歩にともなってあたらしく設けられた研究設備がたちまち時代おくれとなり、研究の主題が絶えず進歩することを考えれば設備の耐用年数とは関係なく、数年毎に設備を更新することができるような制度を設けることが強く要求されている。

教育条件の中で、最も重点的に要望されているものには、学生当積算校費の増額もあるが、それと同時に最も重要な点のひとつは、現在の教員一人あたりの学生数があまりにも多いという事態を早急に解決することである。一般教育の一環としての学生に小人数のゼミナール等を実施することは、現在の状態では、ほとんど絶望的である。

そのほか教育に関して重要なことは、前記学生当積算校費の増額をはじめ学生の実験実習費の計上、学生の野外調査旅費、学生用図書購入費の増額も併せて行なう必要がある。

(3) 研究計画に応じて支出される研究費

以上のべた通り、現在の大学において最も緊急に実施されるべきことは、上述したように一般的な水準向上であるが、これだけでは、わが国の大学の将来のビジョンとしては、あまりにも不十分である。このようなことを考えると、各大学がそれぞれの方針に従って、研究計画を樹立し、それに従って支出される特別設備のわくの大幅増が必要で、また各大学は、それぞれ全体として、長期の計画を樹立することが必要である。また現在では、付置研究所については、研究テーマに応じて支出される「特別研究費」があるが、これを研究所に限らず学部に対しても設定することは、大学の研究者の層を厚くし、また、経常的研究費の増額だけでは達せられない面を補うために必要である。

このほかに、プロジェクトに対する研究費として従来重要な役割を果たしてきた文部省科学研究費助成金の大幅増額が要望される。なお、このほか、学問の進歩が早く、一方では、研究には予測できない面があることを考えると、年度の途中でも必要に応じて弾力的に支出できる研究費として、さきに日本学術会議が勧告した「科学研究基金」の設置が早急に行なわれるべきであろう。

また、これまで講座または学科目の新設にあたっては「初度設備費」が支出されるが担当教員の交替が行なわれ、必要な研究施設設備をあらたに設ける必要がおこった場合にも、同程度の設備費が支出できるようにすることが望ましい。

(4) 建物の増設

現在大学の建物の基準は、教官数、学生数によって定められているが、この基準は、あまりにも低すぎる。研究・教育に関する一般的水準の向上の一環として、このような基準を改訂するか、または基準は大学設置認可の最低限であることを考えて、かならずしも現行基準にとらわれず、必要なものについては、予算が支出できるようにするか、のいずれかの措置が必要である。それと同時に基準にも達していないところがあれば、それらは優先的に配慮されるべきであろう。

各大学の要望として、当然必要な、学生実験、実習室の増設ばかりでなく、一般教室の増設が強くとりあげられていることは、一般建物についても必要な水準に到達していないことを意味するものである。

研究用の設備は先きのべたが、教育用の設備施設として、L.L.の新設、体育館・体育諸設備の増強も当然考えられなければならない。

(5) 共同利用研究・教育施設

研究に要する設備は、学問の発達にともなって、大規模化し、これが、一つの大学に集中しすぎることは、大学の研究能力の実質的な格差を助長し、総ての大学において、教員が研究を行なうという原則をくずすおそれがある。また非常に大きな設備を一つの大学で維持することも困難になってくる。そのため、国立大学の教員が共同で利用し、また大学間の共同研究を可能にするような大学付置の共同利用研究所が必要であり、またたとえば高エネルギー物理学研究所のように、いずれの大学にも属さない共同利用研究所の設置をすることも必要になる。ただし、後者については、現在の高エネルギー物理学研究所について問題になっている職員の人事、身分保障について、大学の教員と同じに、教育公務員特例法が適用されることを考えなければならない。

共同研究を主として行なうもののほか、全国の大学の共同利用の施設として、現在7大学におかれている大型計算機センターのようなものが要望されている。これらのうちのあるものは、こんど全国共同利用としてでなく、地区共同利用センターとして設置することが望ましいであろう。

このほか当面、多くの要望のある全国的センターとしては、資料センターがあげられる。

なお地区共同利用センターとして考えられるものには、R I センター、高性能機器センターなどがある。

このほか、各大学の学内共同センターとして、分析センター、超高圧電子顕微鏡センター、資料センターなどが考えられるが、これらは各大学それぞれの計画に従って設置されてしかるべきであろう。

このほか大学によっては全学的な教育施設として、外国語教育センター、体育センター等の設置が必要だと考えられている。

以上の諸施設とくに全国又は地区共同利用センターの運用にあたっては、技術職員と十分な設備の確保が不可欠であるが、これについては後でのべる。

(6) 研究・教育組織、制度、人員

先にのべたように、大学の自治の根幹は、従来考えられている通り人事と予算に関するものであることは当然である。そのうちそれぞれの専門領域における研究・教育の方針に関するものはその専門領域の教員集団によって行なわれなければならない。また研究と教育の機能の分離が問題とされる場合には同じ教員が同時に研究組織と教育組織のそれぞれに関係するだけでは十分で

なく研究と教育の有機的関連を保ち、それを統一し、総合する責任を負う教員集団を「教員組織」として明確に位置づけることが大切である。研究と教育の統一は教員個人において達成されなければならないことはもちろんであるが、ひとつの専門分野における両者の統一は当該分野にぞくする教員の連帯の責任と考えるべきだからである。学部においてはその意味での教員組織は教授会であるが、学部の教員数が、あまりにも多い場合には、教員組織としての学部教授会の運営を円滑に行なうことが困難になる場合がある。このように考えると学部よりは小さく、学科ないしは教室程度のはんいの教員集団においてその専門分野に関する研究教育計画などの立案を行ない学部教授会でこれらを調整決定することによって、より弾力的な運営を行なうことも可能となるであろう。

研究・教育に関する最小単位は、講座制においては、1人の教授と一定数の助教授・助手からなる「講座」である。また学科目制における「学科目」も講座にならって運営されるようになっている。しかしながらこのように固定した「講座」もしくは「学科目」は、異なった研究分野間の学際的協力、多人数の共同研究の実をあげるためには不適當な面が多い。最近、境界領域、複合領域が重要になるにつれてますます分野間の協力が重要になってきているので、おのおの教員組織が閉じたかたちで運営されたのでは、その本来の機能さえ果たせなくなるおそれがあるが、これについても上記のような教員組織についての考慮は有益であろう。このような事情もあり、実際には、大学によりまた研究分野により、講座内における教授・助教授・助手の系列にとらわれることなく運営が行なわれている場合も多いが、その運用をさらに弾力的なものとするためには、なお、現行の「講座」に対する配当人員をさらに柔軟にすることが必要であろう。なお、第2次調査研究報告書に試案としてのべられた「新講座制」は今後の問題の検討にあたって参考となるものと思われる。

現行の教員の定員については、教員数対学生数の比が講座制と学科目制で格段の相違があり、たとえ大学院の有無を考慮したとしても、なお学科目制の教員増の早急な実施が必要である。なお課程制の場合には、この相違はさらにいちじるしい。その改善にあたっては専門分野を考慮して弾力的な配慮がのぞましい。

大学間の協力、他大学の施設・設備の利用を円滑にするためには現行制度のもとでも、実際にはいくつかの方法が考えられる。その一つは、教員の定員にある程度の余裕をもたせ、現在共同利用研究所におかれている客員研究部門と同様なものを大学の学部・附置研究所にたとえば「自由講座」または、客員研究部門等の形で設け、教員が一時的に他の大学に移って研究することが

容易になるような措置をとることである。

はじめにのべたように研究組織、教育組織をある程度分離し、また研究教育の統一の責任を負う教員組織の規模を柔軟にすることは、研究・教育機能を弾力的・流動的にするために役立つと考えられる。またそれに対応して学生の教育組織への所属関係も同じく、弾力的・流動的であってさしつかえないであろう。

また、研究に必要な技術職員をはじめ、研究教育のための補助職員の増員は、教員の場合に劣らず重要なことである。特にこのことは、共同利用研究・教育施設の運営は、このような職員の定員を確保することなしには不可能といえる。また、これらの職員の定員の確保とその待遇の改善は、現在の大学について最重点の事項の一つであろう。

5. 大学院のあり方

(1) 大学における大学院の位置

すでに述べてきたように、大学教員は基本的に教育者であると同時に研究者である二重の機能をもつことが要求される。

学部においては、大学教員としての研究成果はやや間接的效果をもつものとみられる。これに反して大学院においては修士課程の目標が研究能力の開発におかれている以上、教員の行なう研究、研究室において行なわれる研究はより直接的な効果を及ぼすことは明らかであり、この事情は博士課程についてさらに明確であって、何らかの独創的研究を進めることそれ自体が課程の目標達成の必要条件となると考えられる。

大学院の設置形態については先ず大学に置かれるべきこと、しかも学部内というよりはさらに上部の構造としてそれを持つことが原則として望ましいことを指摘したい。このことは前提に述べたように教育と研究との緊密な協同が大学を基盤として始めて可能であり、大学院教育の基本が研究能力の開発にあるとする立場からきわめて妥当なものであり、今後の大学院の発展方向もこれを主軸として考えねばならない。

しかし学部より上部の組織としての大学院の形態は十分弾力的にすべきであって単に学部のみでなく、付属研究施設、付置研究所あるいは教養部にもまたがる組織とすることが望ましい。原則としてすべての大学には必要に応じて十分な条件が整備された上で修士課程、博士課程のいずれかまたは双方をおきうる可能性がひらかれていることが明確にされなければならない。具体的

にはまず修士課程を全ての国立大学に設置し、学部との連けいを考慮して大学における教育の一貫した体系を確立することが先決である。この場合現行の程度の設置の基準を緩和してまで直ちに全大学に置くことには問題があるが、学術の高度化と高等教育の大衆化の動向を考え合わせれば、できる限り早い機会に学科目の充実などによって設置をうながすことは妥当である。また大学院の博士課程についていえば、専門的大学に、限られた学問分野をカバーする大学院をおくことは当然であろうが、すべての国立大学があらゆる分野において高度の教育と研究を行なうことが現実的でない以上、複数大学を基盤とする連合大学院の設置を具体的に検討することがのぞましい。この場合は当然特定大学の学部から独立した形をとることになる。

大学院における教員の所属形態については学部課程を担う講座担当教員が同時に大学院をも担当するという方式は、それぞれ学部と大学院との教育および研究の交流と相互の発展とを促す意味からきわめて望ましい。同様の関係が付置研究所、研究施設および教養部と大学院の間にも認められてよい。このことはとくに学際的専攻の場合運営の中心となるべき専任教員をおくことを否定するものではない。

以上要するに、大学院は学部、付置研究所、研究施設および教養部にまたがる教育、研究の組織として大学に設置するべきであって、大学院教員は学部、付置研究所、教養部等との併任、兼任による教員を中心として、必要に応じて専任教員を加えるのがよいと考えられる。

(2) 修士課程と博士課程

博士課程の目的を「自立して研究活動を行ないうる高度の研究能力を有する者、すなわち研究者の養成を主眼とする」ことには問題はない〔文部省大学設置審議会大学基準分科会「大学院および学位制度の改善について」（中間報告）昭和48年4月14日 P. 2 参照〕。修士課程については研究能力の開発を基本とするが、専門的職業人の養成や研究者の養成など幅ひろい期待があり、また場合によっては一貫教育の立場から学部教育の延長とするみかたもあろう。

しかし修士課程の目的を専門的職業人におくか研究者の養成におくかは必ずしも相反する概念ではなく、専門分野によっては両者の関係をこのような二者択一的な考えかたでとらえることは誤りであろう。また修士課程の基調となっている研究能力の開発が究極の目標とするところは自主的研究能力と研究指導力をもつ研究者の養成にあることからすれば、博士課程と修士課程とは異質かつ複線型のものでなく、相互に開かれた単線型の組織として理解されるべきである。したがって修士課程においても、単に研究能力に対する成果を評価するのみでなく各大学での修士の

水準のいちじるしい不均衡をまねかないためにも、一定の期間研究に従事し報告をまとめることが、単なるスクーリングと学生実験的研究訓練のみによるよりはるかにすぐれた方法であると考えられる。したがって修士、博士両課程の関連のしかたは積上げ方式による連続的過程とみることが望ましいが、積上げによらぬ並置型博士課程の場合にも修士修了と同時期に同等の評価を可能とする方式をとるべきであり、両課程の乗替えを可能とする措置を講ずることが必要である。この際博士課程については、他大学修士課程修了者の進学希望について受入れやすいように開かれたシステムとすることを考慮すべきである。修学年限については現状とほぼ同様に標準的なものとして修士2年、博士5年（前期2年、後期3年）をおくことはよいが、画一的に扱う必要はない。また学生定員についても教職員の配置や施設設備、研究費などの実情を考慮し、専門分野の違いをも配慮して弾力的に定めうるようにすることが望ましい。

(3) 連合大学院

すでにのべたように将来すべての大学に博士課程をおきうる可能性がひらかれているとしても、ひとつの大学があらゆる研究分野にわたり高度の研究教育を行なうことが現実的でないという観点からも、連合大学院の構想は検討に値する。また専門的大学、教員養成大学、理工、医学系学部からもその設置の要望が出されているが、その具体的方策についての検討は十分とはいえない。かりに修士課程がほとんどすべての国立大学に設置されるとすれば、連合大学院のあるべき形態としては、(1)博士課程を主とするものであること、(2)参加各大学の特色を生かしつつ、地域と専門分野を考え個性的なものとすること、(3)参加大学の代表者によって構成される組織により管理することなどが考えられる。したがってこのインターユニバシティ的性格をもつ連合大学院は特定の大学におかれる博士課程大学院とことなり複数大学間における学生の分散教育、研究指導、兼任教員による講義、研究指導の交流あるいは施設、地域研究センターの共同利用などを通じてつねに開かれた協力連携関係を維持する複合組織となるものと予想される。学生の選抜、予算要求と執行、カリキュラム作成と実施、学位審査などの重要事項については独自の事務機構をもつ管理組織が処理することとなろう。ここで注意すべきことは、連合大学院は複数大学の共同運営によるが、あくまで大学制度の枠内に設置されるもので、いわゆる「国立研究院」や「独立大学院」とは基本的にことなる点である。特定の大学に付置されない共同利用研究所等を母体とする独立大学院の考えは、これらの研究所がある専門領域においてきわめて高度の研究活動を行なっている点で専攻の博士課程としての研究指導にすぐれていることはみとめられるが、それ

自身だけで独立した教育研究機関としての大学院とはみとめがたい。

以上に述べた諸点について連合大学院の具体案を検討することが、全国立大学における修士課程の充実と並行して行なわれることがのぞましい。

(4) 研究・教育条件の改善

大学院の研究・教育条件を改善するための最も重要な方策としては、(1)大学院のために必要な人員を充当すること、(2)研究・教育設備を拡充することの二つが挙げられる。これらの要求はとくに理工系の学部、大学について緊急を要する問題であり、これを実現するには、大学院を学部と別けて諸経費の算定ができるという意味での独立した組織として確立される必要がある。このためには、大学院の研究費については、教官当積算校費のかたちによらず別途特別研究費の如き方法によって支出することを検討し、他方学生経費については、これを研究費としての意味もふくめて大幅に増額することが必要である。またこれに加えて学生旅費を計上することの必要性が一般にのぞまれている。学会、討論会への出席が大学院生にとってきわめて効果的な教育、研究上の活動となることは明らかである。また専攻分野によってことなるが、博士課程の学生をプリドクトラルフェローとして処遇することの可能性についても検討を行なう必要がある。

既設の大学院については、上述のような方法によって充実をはかるとともに、現在大学院を置いていない大学においては、学部の学生定員および予算単価を現行講座制なみの水準に引きあげ、そのうえで大学院を設置することが必要である。

(5) 学位審査

このことは現在学位審査権をもつ大学をふくむ多数の大学から指摘されているように、現行方式の改善について積極的な検討がとられるべきであると考え。すなわち学位水準の統一と学位審査の公開性を図るには、研究指導および学位審査の過程を通じて何らかの形での開放的制度を取入れることが望ましい。この考えを取入れた学位審査の方式としては、それぞれの学問分野について適切な審査員として他大学の大学院の教員を指名できること、また大学院を設置していない大学、大学院に参加していない共同利用研究所や付置研究所等に所属している教員であっても、大学院学生を指導し、学位審査に携わる資格をもつのにふさわしいと認められるものの参加をみとめるなどの方法があり、これらの検討が行なわれることが望ましい。しかし現状において他大学教員や学会その他研究機関の研究者等を直ちに加えることに困難があるとすれば、まず指

導教員が主導する審査方法の再検討や、公聴会的な形での学位申請論文の発表会公開などが行なわれるべきであろう。

6. 専門的大学

ここでいう専門的大学とはある特定の専門に比重をおいた大学という意味であって、形の上では限られた専門領域に関する単一、または少数学部をもった大学をさすものとする。専門的大学についての改善の問題点は特殊なものが多く、国立大学一般に関するものとは云いがたい。以下にいくつかの重要な点について考察を加えることとする。

(1) 修業年限

専門分野により教育上の必要から修業年限を延長することが必要である。とくに要望の多い分野としては、医学、獣医学、理工学、薬学、芸術、体育および教員養成の一部（特殊教育関係）などがあげられ、それぞれ1～2年の年限延長が望ましいと判断されているが、その具体的な方法としては学部課程の延長とするよりはむしろ修士課程を設置し、積上げ方式をとることが望まれている。したがって他学問分野との調和を考えれば、修士課程の設置によりその解決を図るのが大学制度全体のあり方として好ましいといえよう。なお中央教育審議会の「今後における学校教育の総合的拡充整備のための基本的施策」（1971年6月）に示された、いわゆる「専門体系型」の大学は、この目的に十分そうものということとはできない。この場合修士課程と学部学生の定員の比率は弾力的にすることが大切であろう。

(2) 教育課程

専門分野における教育を個性的かつ系統的に進めることができるのは専門的大学のもつ利点としてひとしく指摘されている点であるが、専門科目の履修にあたって、科目間の履修順序や必修科目の指定の必要がたつと指摘されているのは当然といえる。これとともにいわゆる「融合科目」の新設が提案されているが複数教員の分担による学際的科目の教育効果の向上を計るものとしてその意義が十分評価できるものである。しかし一方において学年制あるいは時間制を強化することは学生の自由度をそくばくして教育を機械的な職業人養成課程におとしめる恐れがなしとしないのでこれについても十分な配慮がのぞましい。

専門的大学のカリキュラム実施にあたって他の重要な問題は、多くの意見が一致して指摘しているように、一般教育の体制には十分とはいえない点もある。この問題の解決策としては、先ず設置基準を改善して担当教員の充実をはかることをつよく要望するとともに他方複数大学の協同による一般教育の運営の方式の可能性を検討すべきである。この他専門教育担当教員による分担可能な科目への援助、単位互換制の活用等の具体的施策が差しあたって多角的に講じられなければならないことはいうまでもない。

(3) 研究、教育上の問題点

専門的大学における研究・教育上の諸問題は大別すれば、(1)専門的大学としての特色ある個性をどのように積極的に生かしてゆくかということと、(2)総合的大学との間にあるハンディキャップ（主として一般教育上の）をどのようにして解消してゆくかの二つにしばられるであろう。

前者の立場からは、専門的大学は画一的に扱うべきでなく、固有の基準を設けること（とくに芸術、体育系）が妥当であり、無条件で総合大学化することが必ずしも発展の唯一の方向ではないといえる。その反面充実した基礎教育をあたえんとする立場からいえば教員定員増による一般教育の充実といわゆる「職業人」の養成よりはむしろ自主的研究者、専門家の養成という目的のためある程度研究教育組織を周辺領域にまでひろげることが必然的に要求されることとなる。

すでに触れたようにいちおう各大学の修士課程の設置を前提とすることとし、博士課程については連合大学院の方式をとることにすれば、それは上に述べたような相反するかに見える要望を統一的にみたすための具体的な方策として検討に値すると考える。

これらの事情と条件をふまえて、先ず専門的大学の発展の方向を明確にすることが必要である。それと同時に現状のような自然発生的ともいえる状態をそのままとめるのではなく、地域社会の特色と要請、他大学との協同、交流の可能性など立地条件を考慮に入れた規模と配置を検討することが根本的に必要である。

Ⅲ 大 学 と 社 会

第 3 研 究 部 会

目 次

はしがき	(59)
1. 大学の多様化	(60)
2. 大学財政	(61)
(1) 大学財政の貧困	(61)
(2) 大学財政充実の前提	(62)
(3) 大学財政充実の重点	(63)
(4) 大学財政充実の方法	(64)
(5) 大学財政における自主性の強化	(65)
3. 入学者選抜制度	(66)
4. 就職問題	(67)
5. 大学研究諸施設の開放	(69)
6. 大学外との研究上の協力	(69)
7. 研究資金，委託研究	(70)
8. 研究上の国際協力	(71)
(1) 国際交流の方法と強化策	(71)
(2) 博士学位取得者の国際交流	(72)
(3) 定期休暇制度と国際交流	(73)

9. 大学教育の開放	(73)
(1) 大学教育の一般社会人への開放の理念と問題点	(73)
(2) 大学教育開放の形態	(74)
(3) 大学教育の開放と大学組織	(76)
(4) 大学教育開放の発展と大学間および大学と地方自治団体等の協力	(76)
10. 大学教育における国際交流	(77)
(1) 大学教育における国際交流の理念	(77)
(2) 外国への留学生の派遣	(77)
(3) 外国人留学生の受け入れ	(78)
(4) 外国への教員派遣	(78)
(5) 外国人教員の雇入れ	(78)
(6) 大学教育の国際交流組織	(79)

Ⅲ 大 学 と 社 会

第 3 研 究 部 会

はしがき

大学改革が問題とされ、大学のあり方が改めて問われている根本の原因は、最近における社会の急激な発展にともない、大学にたいして新たな期待と要求がもたれるにいたったからであるといえよう。大学がこの期待と要求にこたえるためには、一方では、それを大学内部の問題として受けとめ、大学の管理・運営の仕方や大学における研究・教育の進め方を再検討し、改めるべき点を改めることが必要なことはいうまでもない。しかし、他方ではそうした期待と要求を、大学が大学外の社会とさまざまな形で接触し交渉をもつ部面にかかわる問題として受けとめ、その対応の仕方について再考慮することも、前者におとらず重要なことといわなければならない。

Ⅲ「大学と社会」はこの後者について述べようとしたものである。大学が社会と接触し交渉をもつ事項には、性質を異にした種々のものがあるが、ここでは、さしあたり重要と思われる10の事項について述べることにした。叙述にあたっては、大学が社会の期待・要求にこたえるといっても、そのこたえ方は、あくまで学問の研究とそれにもとづく教育をおこなうという大学本来の任務・機能に根ざす知的活動をととしたものでなければならないという点を基調としたこと、いうまでもない。また叙述の内容は、諸種の文書によって公表された各大学の意見、あるいは本協会のおこなったアンケートによって知りえた各国立大学の回答をふまえたものであること、Ⅰ、Ⅱのばあいと同様である。

1. 大学の多様化

大学に課された社会的任務は、いうまでもなく、学問の研究と教育を通じて、社会の要請に応えることにある。ところで、今日学問はしだいに高度化し、かつ専門化する反面、大学教育を受けることを希望する者は年々激増し、いわゆる大学の「大衆化」の傾向が顕著になっている。そうした状況のなかで、大学が社会の要請にこたえ、その社会的任務を果たすためには、学問の進歩に対応しうるようにその研究体制の充実をはかるとともに、教育の内容や方法を工夫するなどして、さまざまな資質、能力をもつ学生を教育しうるようにすることが望ましい。

他方、そうした社会の要請のすべてに単一の形態の大学だけで十分こたえることは困難であるから、異なった目的をもつ数種の型の大学を設け、大学自身を多様化あるいは種別化し、それによって、はじめて大学は社会の要請にこたえ、大学の社会的任務を果たすことが、可能になるのではないかという問題が最近提起され、論ぜられている。たとえば、学術審議会学術研究体制特別委員会の「大学における学術研究体制の整備についての基本的考え方」（1969年6月）では、「大学制度の改革にあたっては……特に画一主義を避け、むしろ進んでさまざまな特色を備えた大学が育つように配慮すべきである」としていたが、中央教育審議会の「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策 について」（1971年6月）の第三章第二の「高等教育改革の基本構想」1では、さらに具体的に高等教育機関を(1)第1種の高等教育機関（仮称「大学」）、(2)第2種の高等教育機関（仮称「短期大学」）、(3)第3種の高等教育機関（仮称「高等専門学校」）、(4)第4種の高等教育機関（仮称「大学院」）、(5)第5種の高等教育機関（仮称「研究院」）の5種に分けさらに第1種の高等教育機関を（A）総合領域型（B）専門体系型（C）目的専修型に、また第2種の高等教育機関を（A）教養型（B）職業型に区別している。

現在においても、一般の大学のほか、特定の専門的な学術や技術の修得を目的とした大学が設けられており、ある程度の多様化が行われていることは否定できない。しかし、大学である以上すべて大学の理念によってつらぬかれ、そのかぎりでは本来一つのものであるべきである。しかるに、ただ単に社会の実用的な要請にこたえるというだけの理由で、大学の多様化がすすめられるばあいには、この大学の理念が見失われるおそれがないとはいえない。また、大学についてあらかじめいくつかの型を画一的に決定しておき、それを大学に押しつけるという形で多様化をすすめることも好ましいことではない。多様化といっても、それは大学自らの責任において工夫され、推進されることが必要であり、そのためには大学が自主的な立場から弾力的に運営しうる余

地をひろげて、それぞれの大学の特色を生かしうるようにすることが大切である。

今日提案されている多様化構想においては、すでに存在している大学の種別を確認するだけにとどまらず、さらにいくつかの新しい型の大学が志向されているのがふつうである。しかし、そうした新しい型の大学が設けられるばあいには、大学制度全体が大きな影響をうけるだけに、その提案については十分慎重な配慮がなされるべきであろう。

さらに、いわゆる大学の多様化については、次のような問題がある。

第1は、一般の大学のほかに、専門的な学術や技術を系統的に修得させるいわゆる「専門体系型」の大学や、職業上必要な学理や技術を身につけさせるいわゆる「目的専修型」の大学が設けられるばあい、総合的な判断力を欠く専門家や視野の狭い職業人が生れることになりはしないかということである。それを防ぐためには、基礎教育や一般教育に十分配慮することが必要である。また、各種類型の大学相互の間において、研究・教育の面で積極的に協力しうる道を開き、それによって、大学の目的が限定されることにともなう制約をできるだけカバーすることも考慮されるべきであろう。

第2は、大学の多様化が大学間の格差を助長する結果になりはしないかどうかということである。大学を多様化するばあい、ややもすれば高度の学術の研究あるいは教育をおこなう機関に高い評価があたえられ、待遇や設備の面で他と区別せられる可能性が生じないとはいえない。このように大学間の格差を設けることは、それぞれの大学がその特色を生かし社会的任務を果たすうえからみて好ましいことではない。待遇、設備などいずれの面においても、すべての大学がその任務や機能を十分果たしうるような財政的基礎をあたえることが必要である。

第3は、大学の多様化にともない大学の自治がそこなわれる可能性が生れてこないかということである。大学の自治は本来学問の自由を基調として認められてきたものである。大学が多様化され、実用性に重点がおかれる大学が設けられるばあいには、ややもすれば、研究面が疎外され、大学の自治が軽視されるおそれがないとはいえないであろう。しかし、大学であるかぎり研究はおろそかにすべきではなく、学問の自由、教育の中立を保障するための大学の自治はやはり必要であって、大学によって区別すべき理由は存在しない。

2. 大学財政

(1) 大学財政の貧困

学問の進歩と進学率の向上とによって、大学にたいする社会の期待は、研究の面においても、

教育の面においても、近時ますます増大しつつある。しかるに、その社会の大学にたいする物的援助、なかんずく公的支出は、かならずしも十分ではないため、大学が研究・教育条件を整備して、社会の期待にこたえることをいちじるしく困難にしているというのが現状である。

このような状況、いいかえれば大学財政の貧困については、各大学ならびに各種の大学連合体が、早くから訴えてきたところであるが、さきに大学紛争が激化したころからようやく社会も留意するようになった。そして、各政党や各種経済団体等が、大学財政の貧困を認めたうえで、その改善についてさまざまな方策を提示するまでにいたった。しかし、その後大学紛争が鎮静化するにつれて、大学財政の貧困にたいする社会の関心はふたたび冷却し、大学財政の貧困の打開のために提示された各種の方策は、ほとんど実施されないままに終わっている。しかも、この間、物価上昇がいっそう進んだこともあって、大学における研究と教育とは、それをささえる人的な面においても、物的な面においても、ますます大きな困難に直面しているのが現状である。こうした現状を打開することは、直接大学にとってばかりでなく、社会にとっても必要なことであると、われわれは考える。

(2) 大学財政充実の前提

大学財政の貧困を抜本的に打開するには、何よりも社会が、長期的視野から、学問の研究・教育の重要性を認識するとともに、研究・教育には金がかかるものだということを理解することが必要である。しかし、ここでの直接の問題として強調したいことは、大学を、社会の要請と学問自体の論理からみて、地域別、学問分野別、設立主体別等に、どのように整備・充実にすべきかについての基本計画をたて、その基本計画にそって政府が十分な財政的援助をおこなうべきだということである。実際、今日、たとえば道路等については、その整備・充実にかんする一定の基本計画があり、また必要とみとめてつくる以上は、なるべく完全なものをつくるべきだという認識が、かなり定着しているのにたいして、大学については、かならずしもそうではないということは、驚くべきことといわなければならない。

大学の整備・充実にかんする基本計画が策定され、それにそって政府の十分な財政的援助がおこなわれるならば、個々の大学のがわでは、それぞれがこの基本計画のなかに自己をしかるべく位置づけたうえ、政府の財政的援助を有効に活用するために、研究・教育の面でも、管理運営の面でも、一段と工夫をこらすにいたるであろう。というのは、今日多くの大学で検討されている改革は、その動機や方法にはさまざまな差異があるにしても、いずれも、大学が社会の要請に真

にこたえうるように、その研究・教育をより充実することを、窮極のねらいとしていると考えられるからである。

しかし、大学の整備・充実についてのそうした基本計画をつくることは、大変な仕事である。策定のイニシアティブは政府がとるにしても、その内容は、どこまでも学問発展の大綱にそったものであり、また党派的、地域的利害をこえて、社会の各層の意見を十分反映したものでなければならぬ。いいかえれば、基本計画の策定は、急速を要するにしても、けっして拙速であってはならず、したがってその完成については、ある程度の時間を必要とするであろう。また個々の大学の改革案も、できるだけすみやかに決定されることが望ましいにしても、大学の改革については、企業等の組織改革のばあいのように簡単にいかない事情があるうえに、国全体としての基本計画が決定されなければ、個々の大学だけでは決めかねる点もあるため、その決定までにはやはりある程度の時間があるであろう。

他方、大学財政の貧困は、こうした基本計画や改革案の決定を待ちえないほど急迫している。研究のための費用の相当部分を学外にもとめざるをえず、教員がそのために時間を割かざるをえないような状態や、教育の面でいわゆるマスプロ教育を強いられることから、学生の学力低下と疎外感の増大をもたらしているような状態は、一日も早く解消されなければならない。

したがって、中央教育審議会の「答申」が「高等教育の整備充実に関する国の基本計画を策定し、段階的に目標年次を定めて、必要な新しい高等教育機関の設置と、改革案の決定した既設のものの改組充実に対して、優先的に財政支出を行な〔う〕……べきである」（「教育改革のための基本的施策」P. 88）としているのは、そのままでは賛成しがたい。基本計画や改革案の決定が必要だということと、既設の大学にたいしては、まずなによりも研究と教育の荒廃の進行をくいとめるために、ある程度の財政援助を急速におこなわなければならないということとは、別のことである。

(3) 大学財政充実の重点

大学財政の充実については、緊急に必要な財政援助ならびに基本計画や改革案の決定をまわって本格的におこなわれるべき財政措置をつうじて、その重点をどこにおくかが、次の問題となる。

大学財政の充実というばあい、大別して、①研究・教育者 および その補助者の増員と待遇改善、②研究・教育のための物的条件の充実の二つのことが考えられる。まず、①についていえば、研究・教育は人なりといわれるにもかかわらず、今日の大学にみとめられている研究・教育

者等の定員は、大学に期待される任務に比して過小である。また、これらの者の待遇は、現に大学にいる研究・教育者等のなかに学外や国外に流出するような傾向がみられ、また将来の大学にならうべき若手研究・教育者等の確保がしだいに困難になりつつあるほど劣悪である。次に、②についても、今日の大学にあたえられている研究・教育のための物的条件は、研究・教育者等の待遇におとらず劣悪であり、そのことが、研究・教育者等については、待遇の悪さとあいまって、志気の低下をもたらし、学生については、学力の低下をきたしたり大学にたいする不満をいだかせたりする原因ともなっている。

これらのことを考えれば、大学にたいする社会的期待をみたすためには、①、②いずれについても、必要かつ十分な財政的裏づけがなされなければならない。

なお、研究・教育のための物的条件は、これを大別して、⑦教官の研究のための物的条件、④学生の教育のための物的条件、②一般的管理運営のための物的条件、③学生の厚生補導のための物的条件、④図書館など大学共通施設のための物的条件等としうるが、そのいずれに重点をおくべきかは、大学ごとに異なる実情に即してきめられるべきであるが、一般的には、まず、⑦または④、もしくはこの双方に重点をおくのが大学本来の任務からみて妥当であろう。

(4) 大学財政充実の方法

大学財政の充実にあたって、研究・教育者等の待遇改善のばあいと、定員の増加ならびに研究・教育のための物的条件の整備・拡充のばあいとは、その方法を異にする。すなわち、前者のばあいは、とりあえずの問題としても、まず給与にかんする法規の改正を必要とするのにたいして、後者のばあいは、現行の法規や予算費目を前提としても、なおかなりのことがなしうであろう。ここでは後者についてとりあえずとられるべき方法について述べる。

現在、国立大学の経常的経費のうち、人件費を除いたものの大部分は、①一般管理費、②教官当積算校費、③学生当積算校費に分かれているが、この三者は彼此融通して使用されている。ここから、これらの費用のうち、どれでも増額しやすいものからまずふやしてゆけばよいという意見もなりたちうるし、事実国立大学のなかにはそうした意見をもつものも多い。

しかし、実情をみると、戦後は、大学のいわゆる大衆化と研究・教育の高度化とにともなって、大学が支出しなければならない経費が大幅に増大したなかで、①あるいは③にふくめられるべき経費までが②の負担において辛うじてまかなわれているのが特徴である。このばあい仕事量の増加ともなう人員の増加が十分でないうえ、いわゆる定員削減が大学でも一般行政官庁に準

じておこなわれたために、人件費の一部がやむをえず校費、特に②によって支弁されているばあいさえすくなくない。

しかも、この教官当積算校費を戦前のそれと比較すると、基準年次や物価の変動をどうみるかにもよるが、非実験講座のばあいはもちろん実験講座のばあいでもなお、戦前水準にも達していない。戦後における学問の進歩を考えれば、国立大学の研究・教育のための経費は、講座制をとるばあいにおいてさえ、実質上減少しているといわざるをえず、学科目制をとるばあいはなおさうである。

こうした実情にかんがみれば、国立大学の研究・教育のための物的条件を改善するには、まず一般管理費と学生当積算校費を、戦後の大学としての所要額にまで増加したうえ、さらに教官当積算校費を中心として増額をはかるべきであり、そのさい、講座制と学科目制とのあいだに存する予算上の格差については、大学院にかんする予算措置を別途講じたうえその均衡化をはかり、また実験講座（科目）・非実験講座（科目）間の予算格差についてもその適正化をはかることが必要だということになる。また、人員や施設についても、その算定基準を戦後の大学の実情に即して再検討することが必要であろう。

以上は現行の予算形式を前提しての話であるが、さらに新たな予算費目、たとえば教官特別研究費、大学共通施設費等の費目を設けることによって、研究・教育のための物的条件を充実することも考えられてよい。

(5) 大学財政における自主性の強化

大学財政については、その充実が急務であると同時に、その自主性を高めることが必要である。けだし、大学の任務とする研究と教育とは、一般行政官庁の任務とする行政事務とはその性質をいっじろしく異にするため、主として一般行政官庁を念頭においた現行の予算制度をそのまま大学に適用するばあいには、研究・教育の有効な達成をかえってさまたげることが生ずるからである。

昭和39年度以来、国立大学の財政は、国立学校特別会計において経理されるとともに、この会計の運営上の重要事項については、国立学校特別会計制度協議会において、文部省側と大学側とが協議することになっている。しかし、これによって、国立大学にみとめられる財政上の自主性が、個別の大学についてはもちろん、全体としても、それ以前に比してとくに高められたとはいえない。国立大学の財政の自主性を強化するためには、さしあたり、この協議会をさらに拡充・

強化して一定の権限をあたえ、財政事情により大学側の概算要求がそのまま採用しがたいばあいでも、文部省や大蔵省はこの協議会の決定を十分尊重したうえ、大学にかんする予算を作成するようにすべきであろう。

なお、将来、すでに述べたような大学の整備・充実についての国としての基本計画が策定されたあかつきには、それに対応して、大学全体ならびに国立大学の予算の作成に関与する特別の機関をもうけ、これに一定の権限、たとえば予算作成についての文部省・大蔵省にたいする勧告権ないし削減同意権および個々の大学にたいする勧告権等をあたえることも考えられるであろう。

大学財政における自主性の強化のためには、予算作成についてのほか、会計・経理方式についても特別の配慮がされなければならない。大学の任務の一つである研究は、本来予定のたてにくいものであり、その予算には支出未済や不足の生ずることが多い。したがって大学財政には、それにふさわしい独自の会計・経理方式が適用されることが望ましく、すくなくとも、予算の支出未済額の繰越し手続きを簡易化したり、彼此流用の手続きをある程度まで学長に委任したりすることが検討されて然るべきであろう。また大学財政の貧困な現状のもとでは、国立大学においても、その研究をすすめるうえで、種々の経路で直接民間資金に依存することが、ある程度までやむをえないとすれば、委任経理および受託研究にかんする経理の手続きもさらに簡素化されることが望ましい。むろんこれらのことは、研究を円滑かつ効果的にすすめるための措置であって、そのために大学における会計・経理の厳正さがそこなわれるようなことがあってはならない。

3. 入学者選抜制度

この問題にかんし、国立大学協会では、第2常置委員会において内申書利用の適否について、また、入試調査特別委員会において全国共通第一次試験制度の可否について、さらに、入試期特別委員会において1期校、2期校の問題について、それぞれ検討をすすめている。しかし、大学への進学希望者が今後いよいよ激増する傾向のある状況に対応するためには、そうした当面の措置だけでなく、現行入学者選抜制度の弊害を是正するための根本的な対策を講ずる必要がある。そのための方策としては、(ア)現行定員をこえる倍数程度を入学させ、大学入学後の学業成績によって減員する、(イ)国立大学の増設または充実により入学定員を増加する、(ウ)大学の地域的配分を是正するなどによって、大学間の格差をなくすることや、国の助成を大幅に増額して、私立大学

を充実することなどにより、大学入学志願者がひろい範囲に配分されるようにする、(x)放送大学などのように、入学試験のない大学を設けるなどが考えられるであろう。

これらの諸方策のうち、放送大学は、入学試験がないだけでなく、学費の負担なしに、勉学に意欲のあるすべての者にひろく高等教育をうける機会をあたえるという点では一応メリットが認められるが、国家の主導のもとに画一的な教育がおこなわれるおそれがないとはいえず、また、教師との交流を通じて学ぶという大学教育本来の目的を十分果たしえないうらみがある。また、現行定員をこえる人数を入学させ、大学入学後の学業成績によって減員するという方策は、入学すれば当然に卒業できると安易に考える傾向を打破する点で効果はあろう。しかし、ある大学を退学した者がなお大学における勉学を希望するばあい、その者をどのようにして他の大学に収容するかという点に問題がある。この問題が適当に解決されないかぎり、大学進学のためにふたたび入学試験をうけなければならないことになり、大学進学希望者の激増による現行入学者選抜制度の弊害を根本的に是正することにはならないであろう。

したがって、入学者選抜制度を改善するための根本的な方策としては、(i)および(ii)が考えられ、この両者をおしすすめることが必要である。このうち、それぞれの地域における大学を整備拡充して大学の地域的配分を是正することや、私立大学に大幅の助成をおこなってその充実をはかるとともに、学生の学費負担を軽減することなどは、大学入学希望者が特定大学にかたより、それが選抜方法をいつそうきびしいものになっている今日の状況からみて、とくに重要であると考えられる。

そのほか、大学相互間において教員の人事交流をおこない、単位の互換性を認めることも、大学入学希望者の特定大学への偏在をある程度防ぎ、現行入学者選抜制度の弊害を緩和するうえで、効果があるといえるであろう。その趣旨をさらにすすめ、より抜本的に、現行の大学卒業制度をなくし、一定期間内に何科目履修したかを示す証明だけをあたえることとし、かつ、どの大学においても、一定のルールのもとに、かつ、その収容力の許す範囲で単位を取得しうることとするという方法も、考慮にあたるといってよい。しかし、この問題は、単に入学者選抜制度との関連だけでなく、むしろ大学制度の根本的な改革との関連において検討されるべきものであろう。

4. 就職問題

大学は求職または求人にこたえるためにあるものではないが、その学生の多くが、卒業後、社会の各方面に就職を希望しており、かつ、社会の人材需要も増大してきていることは事実であ

る。この意味で、大学卒業者の就職については大学としても関心をもたざるをえないが、この問題は大学における教育を真に生かすという視角から考えるべきである。

ところが、今日の実情では、学歴偏重の風潮のもとで学生は大学を就職に有利なパスポートを入手する場とみ、経済界もまた、経済の高度成長と企業間の過当競争を背景として、大学をホワイト・カラーの養成所とみ、ついにはいわゆる「青田買い」が一般化しつつあるという有様である。

このいわゆる「青田買い」は、大学における教育計画をゆがめるばかりでなく、学生の修学態度に悪影響をあたえており、教育に責任を負う大学としては、これを看過することはできない。国立大学協会等大学関係8団体は、毎年、卒業予定者の就職にかんして、「①就職事務は7月1日より以前には行なわない、②求人側に対する推薦は10月1日以降とする」との申し合わせをおこない、各大学がこれを厳守するとともに、企業側にたいして協力を要請してきた。しかし「青田買い」防止の一環としておこなわれてきたこの申し合わせは、十分守られていないのが実情である。

この申し合わせについては、それを実効あらしめる方策として、申し合わせを無視する企業や学生にたいして何らかの制裁措置を講じるべきではないかという意見もあるが、企業と学生とが直接交渉するという動きもあって、実効のある制裁を加えることは事実上困難である。また、抜けがけをねらうものがある以上、「青田買い」防止の決め手となるような方策はないとする悲観的見解も一部にみられる。現状のもとでは、各大学は、大学の基本的任務に照しつつ、この申し合わせに沿って、学生ならびに企業にたいしねばり強くその趣旨を滲透させるとともに、今後とも文部省、労働省ならびに経済諸団体等を通じて各企業の自粛を喚起していく以外にないであろう。また、社会とくに企業が、教育の場を労働力の供給源とだけみて、大学教育の本質に理解を示さない態度にたいしては、大学として反省を求めていくことが必要である。

なお、このほか、採用選考の時期についても、現在の7月1日解禁を10月以降にするとか、求人や採用にあたって一部の企業にみられるような大学間の格差づけを解消するとか、女子学生や大学院（とくに文科系）卒業者にたいして適職配置の機会をあたえるとかの点についても、企業側に十分な配慮をもとめるべきであろう。

教員養成課程の学卒者の就職については、地域ごとの過密・過疎化にともなって、教員の需給にいちじるしい不均衡をきたしていることから、特別の措置が講ぜられるべきである。需給の調整については、各都道府県間の広域的な調整や人事交流が望まれる。なお、それを可能にするよ

う、教員の待遇について抜本的な改善がなされることが急務である。

5. 大学研究諸施設の開放

大学を社会に開かれた大学とするため、文献センター、電子計算機センターなどの大学研究諸施設を社会に開放することが考えられているが、これにかんしては、あい反する2つの意見がある。1つは、大学が従来ややもすると閉鎖的でありがちであったことを反省し、種々の障害を排除してでも開放すべきであるという積極的な意見であり、他は、そのような研究諸施設は、大学に課せられた教育・研究という使命を十分果たすためにこそ使用されるべきであり、あえて開放の必要はないという意見である。しかし、大学のもつ公共的性格を考えれば、その使命遂行上支障のないかぎり、大学の研究諸施設を社会へ開放することは十分考慮されなければならないであろう。

大学の研究諸施設を社会へ開放するばあい、その開放自体は、大学本来の教育・研究を乱さない範囲のものであっても、開放のために必要な人員、施設および運営経費の裏付けがなければ、開放はきわめて困難であるが、これらの裏付けがほとんどないのが現状である。しかし、将来これらの裏付けがえられたとしても、大学の教育・研究を乱さないためには、開放する研究施設を、一定の、たとえば学内共通ないし特別なものに限定するとともに、施設の利用者も研修員、研究生あるいは実習生等特定の者にかぎるなど、慎重な配慮が必要となるであろう。

開放の形態としては、専任教職員による独立部局をおき、開放された諸施設を一元的に運営する形も考えられるが、事務の複雑化をふせぐため単に連絡調整の機関を置くのに止め、開放施設の実質上の運営は各部局の教職員にゆだねる形のほうが現実的で望ましいように思われる。

なお、大学研究諸施設の現状は、専門分野によって整備状況にかなりな差異があり、このため社会の利用に供しうるものと、そうでないものがあるが、このことは開放をおこなうばあいにも障害となるので、その意味でも大学研究諸施設の一層の整備・充実の必要を強調しておきたい。

6. 大学外との研究上の協力

最近における科学・技術のめざましい発展に対応し、これをさらに促進するためには、各専門分野の総合化をはかることが重要になってくるであろう。

大学としては、学内の諸部局間にとどまらず、他大学、他研究機関などとも密接な協力関係を

結び、研究を総合的に進めることが必要となるが、このばあい、そうした研究協力によって大学本来の研究・教育をゆがめることなく、また研究成果をあげるためには、協力の形態について十分検討しておかなければならない。

この形態としては、学科、学部、大学のあいだで協力関係を結ぶことや、あるいは学会などの法人組織を通じて協力関係を結ぶことも考えられる。しかし、そのようなレベルではなく、従来学内の研究実施単位であった教員個人または小グループ間で協力関係を結ぶほうが現実的であり、それについて部局あるいは大学の承認、調整を受けることとすれば、大学の主体性をそこなうおそれもないので、この形態が適切であると思われる。

7. 研究資金、委託研究

「大学問題に関する調査研究報告書」Ⅲ－２「研究資金」の項において強調したように、大学ことに国立大学の研究資金は、もともと国費でまかなわれるのがたてまえである。しかし、大学財政の貧困のために、国費だけでは今日の社会が大学に期待している研究を十分にまかなえないため大学ないし研究者は、社会から直接研究資金を受け入れようとする傾向をもっているが、そこには、好ましくない事態をひきおこすおそれもふくまれている。このような社会からの研究資金の受入れにともなう問題点については、上記の調査研究報告書に詳述した。多くの国立大学においては、社会から直接研究資金を受け入れるばあいには、大学本来の使命と自主・民主・公開の原則をそこなわないよう、また受入れが無制限にふえないよう、その審議・承認機関において規制しながら、主として奨学寄附金、受託研究費の形で受入れるのが、実情になっている。

奨学寄附金および受託研究費について問題となることは、その受入れ手続きが複雑であり、かつ使用についての制限が強いばあいには、研究の自主的遂行を妨げる恐れがあるということである。したがって、その受入れ手続きを簡素化し、使用上の制限はできるだけ撤廃することが望ましい。

また、社会からの研究資金の受入れにあたっては、特定の大学研究者と企業など研究資金提供者との直接的な結び付きを排除し、産学協同にともなう弊害を防ぐことが必要である。このために、学会または特別の財団法人のような公的学外組織を通じて研究を受託する方法が、前回の調査研究報告書で提案された。このような方法が望ましいとする意見は多いが、特定の法人組織を新たに設けるとしてその性格、機構をいかにするかといった具体的な提案はほとんどなされていない。しかし、たとえば最近東京商工会議所が公表した「新時代に即した産学協同に関する提

言」(1973年3月)など、具体的な制度にたいする構想が全くないわけではない。大学が教育および研究の面において閉鎖性を改めて社会に開かれた存在であるためにも、またわが国における科学・技術の陳腐化を防いで新しい研究開発を推進するためにも、新しい協力体制について検討し、制度化をはかる必要があろう。

8. 研究上の国際協力

(1) 国際交流の方法と強化策

大学が研究面において他大学または他研究機関と協力することの重要性は、近時急激に増大し、しかもこの協力関係は、単に国内にとどまらず、国際的にも発展しつつある。

まず、望ましい国際交流の方法については、①いわゆる姉妹大学のような大学間の協力関係をもつ、②大学連合体間の協定にもとづく協力組織をつくる、③国家間の協定にもとづく協力組織をつくる、などの方法によって、人的および物的交流をはかり、あるいは情報を交換することが考えられるが、何といっても最もたち遅れが目だち、改善が望まれるのは④在外研究員や国際学術会議、研究集会への参加者をふやすため、その派遣にあたっている文部省、日本学術会議、日本学術振興会などの組織を強化することである。

この在外研究員および国際会議または研究集会への参加者をふやすために講じられるべき措置としては、①派遣のための予算を大幅に増額する、②定期休暇（サバティカル・リーヴまたはサバティカル・イヤー）制度を新設し、これと結びつけて派遣する制度を設ける、③派遣者の選抜基準を改善して、各大学教員に平等な機会があたえられるようにする、④派遣計画を総合的に拡充整備することなどがあげられる。

他方、外国人研究者（大学院学生および博士学位取得後の若手研究者を含めた）の受入れについても、日本のばあい、制度的にも財政的にもきわめて貧弱であるが、その改善策として望まれるのは、①受入れ計画を拡充し、予算を大幅に増額して人数をふやす、②受入れ研究者の待遇を改善する措置を講じる、③受入れ研究者（家族を含む）の滞在施設を拡充整備することの3つであらう。

そもそもわが国は、地理的ならびに言語的条件が悪いことなどのために、国際交流にはきわめて不利な立場におかれている。それにもかかわらず学術の国際水準を維持しようと欲するならば、欧米先進諸国以上に国際交流についての国家的施策を強化する必要がある。しかし、実情はむしろ逆であって、わが国研究者の海外への派遣においても、外国人研究者の受入れにおいても

きわめて貧弱な状態にあるといわざるをえない。

たとえば、従来わが国の研究者の海外留学の交渉は、ほとんどすべて本人または推薦者と外国研究者との個人的関係だけで進められ、したがって留学の機会は均等ではないし、交渉には多くの困難がともなった。大学連合体間あるいは国家間の協定にもとづく協力組織が要望されるゆえんである。大学間で姉妹関係を締結するといっても、わが国の大学のように外国人研究者を受入れるための独自の予算も、施設ももっていないのでは実質的な関係をもつことは不可能である。われわれの調査でも、姉妹関係を過去にもち、あるいは現在もっているという回答があった大学はわずか1、2例にすぎず、その困難さがうかがえる。また外国へ留学する日本人の費用はほとんどすべて留学先で保証されているにもかかわらず、日本へ留学または来訪する欧米人の費用はそれぞれの国から出されて、日本からの援助はいたって少なく、これにたいする先進諸国人の非難も強い。このような状態は一日も早く改善されるべきであって、当協会ではすでに政府ならびに関係諸機関にたいして、大学間の国際協力関係の促進をはかるとともに教育・学術・文化に関する国際交流をいっそう活発化するよう要望した（1973年6月20日）。

(2) 博士学位取得者の国際交流

上記のことに関連してとくにここで、博士学位取得後の外国若手研究者を長期間（1—2年）わが国へ留学させる制度の大幅な拡張の必要を強調しておきたい。

最近、文部省において学生国際交流制度を新設し、日本学術振興会も米国大学院留学生を募集するなど、学部および大学院学生の交流の道を開いた。また、後者は外国人奨学生制度を設けて、外国から日本へ留学する博士学位取得後の若手研究者にたいして、年間約30名、最長期間1年分の補助をあたえている。欧米諸国から日本への留学を希望する者の大部分は、学部および大学院の学生ではなく、むしろ自国の大学院で博士の学位を取得した直後の若手研究者であること、かつ日本から欧米諸国へ長期間留学する若手研究者（助手、講師、助教授クラス）のほとんどすべてが留学先から学位取得後の研究奨学金（postdoctoral fellowship）を援助されていることを考えれば、この外国人奨学生制度は喜ばしいものである。しかし、この制度による留学期間の限度1年は短かすぎ、2年程度にまで延長可能であることが望ましい。また、年間30名という人数の枠も将来もっと拡大されるべきであろう。それとともに考慮されるべきことは、研究者およびその家族の宿舎の問題である。これは外国人流動研究員や学生とも共通した問題であるが、今日の社会全般の住宅難のもとでは、外国人研究者に適した借家を探すことは至難のことであり、

大学自身がアパートその他の施設をもち、これを受入れ研究者に利用させる以外に、この問題を解決する方法はない。したがって、大学におけるこのような滞在施設の拡充整備が強く望まれる。

(3) 定期休暇制度と国際交流

最後に定期休暇制度についていえば、この制度は、欧米諸国の大学教官のあいだでは以前から実施されてきた制度である。しかし、わが国においてはこれに相当する制度はなく、そのことは、大学教官の質的向上、待遇改善とも密接に関連しているだけでなく国際交流を困難にする要因の一つになっている。ほとんどすべての大学は、この制度の新設に強い要望ないしは深い関心を示している。定期休暇制度を設けるとして、何年に一度が適当であるかについては、5年ないし7年に1度というのが常識的な頻度といえるようである。

しかし、もしこのような制度が新設されたとしても、それを利用する留学には当然種々の困難および障害が予想される。その主なものは、①留学のための費用の出所がない、②大学の教育、研究に空白ができる、③教育、研究の空白を補充できない、④留学先との受入れ交渉をうまくすすめるための交渉機関がない、ことなどであるが、これらの問題点は是非とも解決されねばならない。

以上を要するに、大学教官が5年ないし7年に1回の頻度で1年間海外（もしくは国内）に留学して研究、調査に従事することによってその質的向上をはかるとともに、国際交流を推進するための定期休暇制度が確立されることは、大学教員ほとんどすべての一致した願望である。この制度を活用するためには、十分な予算の裏付けを必要とすることはもちろんであるが、留学先との交渉を円滑に進めるための国家的機関の設置も必要であろう。

9. 大学教育の開放

(1) 大学教育の一般社会人への開放の理念と問題点

大学教育の一般社会人への開放の根拠となる考え方には、生涯教育の理念、現職教育の必要、知識要求の高度化、潜在的能力の開発、教育の民主化、余暇利用などがあるが、これらについては既に「大学問題に関する調査研究報告書」(昭和46年6月)に指摘されているところである。

大学教育の開放は、欧米においては19世紀から20世紀の初頭において、大学の本来の使命の一つとして認められたものである。わが国の大学には、このような認識が十分に確立していなかったが、最近、ようやく、産業界の要請、生涯教育論の展開によって、大学改革の一環として大学

教育の開放が主張されてきた。しかし、大学教育の開放を、このように時代の要請という外的要因から生れたものとしてみることは、大学教育開放の真意を十分把握しているとはいえない。

大学教育の開放は、技術革新などの必要から生れたものではなく、大学が自らその使命を主体的に認識した場合、当然生ずる理念である。すなわち、大学とは、学問研究をおこない、それを基礎に、特定の立場の利害を超越した普遍的真理のもつ意義を自覚して、自由と平等に根ざした全人類の連帯を生み出す意欲と能力をもつ人間を育てる場である。このような機会を、限られた数の学生にたいしてあたえるだけでなく、一般社会人にも提供し、人類の進歩に寄与することは、大学の使命といわざるをえない。

大学教育を一般社会人に開放すべきであるとの考え方は、大部分の大学の支持するところであって、これを真向から否定する意見は極めて少ない。しかし、大学教育の開放を実現するためには種々の問題がある。すなわち、現在の人員、施設からみて、大学教育を一般社会人にも開放することは、大学に過重の負担を強いることとなる。したがって、現状のもとでは、たとえ開放をおこなうにしても、正規の学生の教育に支障がない範囲でとか、社会人の教育は一定の範囲に止めるべきであるという考え方が大学側にあるのも当然である。

こうしてみると、大学がその使命として大学教育の開放を推進するばあい、次の諸方策を緊急に実行する必要がある。

- (ア) 大学教育の開放が大学の本来の使命の一つであることについて大学内外の認識を深めること。
- (イ) 大学がゆとりをもって、教育の開放ができるように、人員、設備、運営費等について思い切った充実をはかること。
- (ウ) 現在、各大学がおこなっている公開講座、開放講座、現職教育または夜間部等の運営について全般的な検討組織をつくり上げること。
- (エ) 大学教育開放についての研究センターを新設または充実すること。

(2) 大学教育開放の形態

大学教育を開放する場合、種々の形態が考えられるが、そのあり方について検討してみたい。

(ア) 聴講生、研究生などの現行制度の活用

これは、現在の大学の体制に過重な負担をかけることなく、大学開放を実現する方法であって、この方式をとくに推進すべきであるとの意見をもつ大学も少なくない。しかし、このやり方では対象者も限定され、大学教育開放の趣旨を十分に生かすことは不可能であろう。

(イ) 公開（開放）講座等の拡充

これは、現在最も広くおこなわれている大学教育開放の形態で、これを拡充することによって、大学教育を一般社会人や現職者へ提供することが実を結ぶ。この形態の問題点は、そのための予算が大学自体にはなく、一般に文部省委嘱という形でくるために、数年に亘る計画がたて難いこと、また、開設時期が特定の時期（例えば夏休み）に集中することなどである。これについては、開放講座の開設については、予め大学の予算のなかに組み込み大学が自主的に、開設科目、時期等について計画をつくることのできる体制をとることが望ましい。

(ロ) 大学に夜間部を設けて、社会人にも勉学の機会をたあえる。

この形態も既に存在するが、既存の夜間部の場合、人員、施設、大学運営上の問題があって、十分成果をあげていない。したがって、大学としては、夜間部の重要性は認めながらも、これをとくに推進したいという希望は少ない。しかし、大学の夜間部の果たす役割を考え、その望ましいあり方については今後十分検討する必要がある。

(ハ) サマースクール等を設けて、一定の期間、一般社会人も教育する。

大学開放講座も大体一定期間の教育であるが、サマースクールの特色は、そこに正規の学生も参加し、正規の授業をおこなうことである。サマースクールは、アメリカの大学では一般に実施されているが、わが国の国立大学には、この制度はない。これは、大学の教育体制のあり方についての改革のなかで、とり上げるべき課題である。

(ニ) 民間組織が社会人を対象とする教育機関を組織して、大学がこの教育に協力する。

わが国の大学では、民間または地方公共団体が、研究施設、病院などを大学に近接して設置し、そこでの研究や医療に大学が全面的に協力するという形態が既に存在するがこれを教育にも応用しようというものである。この形態は、管理運営上の問題がないとはいえないが、設立が地方公共団体またはその他の公共性の強い団体のばあい、大学教育開放の形態として、とり上げる価値があると思われる。

(ホ) その他の形態

以上のほか、大学教育開放の形態として検討すべきものとして、通信教育や放送教育の活用がある。このうち、通信教育は現職者の再教育のために大きい役割を演じてきた。しかし、国立大学の場合、人員、施設が障害となって、あまり発展しないが、有効な教育の形態として再認識する必要がある。

放送は極めて強力な情報伝達の手段であり、この利用をうまくおこなう場合、教育的効果も

高い。このため、放送を利用して大学水準の教育をおこなう専門的組織の具体化がすすんでいる。しかし、この計画では教育の主体が明確でなく、大学の基本理念である学問と教育の自由の保障について、問題が残っている。放送教育であれ、通信教育であれ、これを利用した大学教育は、このような保障をもつ大学の担当すべき課題であると思われる。大学は、放送のもつ大きい力に留意し、これが特定の立場の狭い利害に利用されずに、人類全体の福祉に役立つように、放送教育を推進しなければならない。この点からみて、既存の電波が大学教育に活用できるようにしたり、近い将来発展すると思われるCATV（有線テレビ）などは、大学教育の開放に優先的に利用されるようにするための法制的配慮が必要である。

大学教育の開放を実行する場合、上に述べたような種々の形態があるが、どの形態を採用すべきかは、各大学が自主的に選択すべき問題である。したがって、このような大学の自主的選択と運営が可能となるような、法制上、財政上の措置が必要である。

(3) 大学教育の開放と大学組織

大学教育の開放を実行するにあたって、その組織を大学内にどう位置づけるかについて二つの方式がある。一つは、この開放を各部局の自主的活動として、特別の組織をつくらない方式である。大学教育の開放を小規模に実行するにはこの方式でも十分である。しかし、大学の使命の一つとして、大学教育開放を実行しようとするならば、開放についての各部局の意見ややり方の調整が必要となり、そのための全学的な特別の組織をつくったり、さらに一步進めて、特別の部局を設置したりする方式が考えられなければならない。現に諸大学から提出された改革案には、大学教育開放のために、全学的な調整のための委員会をつくったり、公開講座部とか拡張部を設けるという構想も見えている。

このように、大学教育開放のため、特別の部局、施設を設置するばあい、これは単なる事業のための組織ではなく、研究と教育を結びつけたものとして、位置づける必要がある。また、このような部局、施設は、研究、事業の実施にあたる外に、全学の開放活動の調整センターとして機能すべきである。

(4) 大学教育開放の発展と大学間および大学と地方自治団体等の協力

最後に、大学教育開放の発展のためには、大学が他の国公立大学や、地方公共団体のおこなう社会教育活動と連繫し協力することが必要である。このため、財政上、組織上の整備が考えら

れなければならない。

10. 大学教育における国際交流

(1) 大学教育における国際交流の理念

大学は、そのおかれている社会にたいしてだけでなく、広く人類社会に奉仕することを使命とする。したがって、大学は本来の性格上、国家の枠や民族の枠をこえた全世界的存在であるべきである。ところがわが国の大学は、欧米の大学に比してその歴史は浅く、受動的に先進諸国から学ぶことに急であって、大学教育における国際交流を主体的に促進することは少なかった。

しかし、いまやわが国の国力は先進国の域にまで達したし、大学における研究・教育の充実も先進諸国に匹敵するまでになった。このような現実を踏まえてわが国も大学における教育の国際交流に主体的にとりくみ大学本来の使命を果たすことを検討すべき時にいたっている。

上のような立場から行なわれるべき大学教育の国際交流においては、守らるべき二つの原則がある。一つは、交流は一方的であってはならず、相互に交流が行われなければならないということ、もう一つは、交流は多角的、多次的に、いろいろな形態をとって行われなければならないということである。

(2) 外国への留学生の派遣

わが国においても、「学生国際交流制度」など、国費による学生の海外留学制度が発足し、大学教育の国際交流が発展の方向へ進んでいる。しかし、これらの制度にはいろいろの問題がある。まず、これらの制度で認められる学生の数、給付する学費に限界がある。また、これらの制度を運用するにあたって、外国の留学先の相手大学の選択、留学中の学生の指導などについていろいろ問題がある。またこの制度が広く活用されるためには、一般に学生に対する外国語教育について大幅な改善が必要であろう。したがって、学生の留学を促進し、それが効果をあげるようにするためには、派遣学生数の増大、給与の改善をはかるとともに、次の諸点について処置を講ずる必要がある。

(ア) 外国大学の事情について情報提供のサービスを行なう機関の設置

(イ) 外国大学と留学生の教育などについて協議したり、留学生の教育、指導にあたるため海外出張できるような財政上の措置

(ウ) 留学制度の運営に大学の意向が十分反映できるよう制度上の整備をすること。

(3) 外国人留学生の受け入れ

このことは既に実行されているところであるが、現状には、まだまだ改良すべき点が多い。とくに問題として指摘されていることは、国費留学生の受け入れに大学の意向が反映しないなどの制度的不備、留学生の日本語の能力の不足、留学生の宿舎、その他生活上の不便、受け入れ大学の教授および教育施設、管理費などの不備、不足、厚生補導組織の不備である。これらのことを考えて、外国人留学生の受け入れ体制を整備する必要があるが、とくに具体化する必要のあることは、次の諸点である。

- (ア) 日本語教育を発展させること。このため、外国の大学等における日本語講座の開設等には、その求めに応じて、可能な限りの援助をあたえ、また、来日留学生にたいする日本語教育の施設を整備拡充すること。
- (イ) 外国人留学生の宿舎等の施設を計画的に拡充、整備すること。
- (ウ) 外国人留学生の教育、厚生組織を確立すること。このため、外国人留学生のチューター、アドバイザー制度などをさらに強化する必要がある。
- (エ) 国費留学生制度については、一層拡充強化するとともに、留学生の選考等について、大学の意向が十分反映しうるような組織をつくること。
- (オ) 一般的に、大学の教育組織、施設、設備などの面で、国際的水準を確保すること。

(4) 外国への教員派遣

外国への教員派遣はすでに国際交流基金によるアジア地域における日本研究の助成等の形で実現をみつつあるが、今後、その数は、一層多くなるだろう。この派遣を円滑に行なうためにはどうすべきかは、国立大学の教員の身分のあり方について検討すべき課題である。現在、派遣の大部分は現職のまま公務出張の形をとっている。また現在のように、大学の人員に余裕のない状況の下では、外国へ教員を派遣したばあい、送出大学では、研究・教育に欠けるところが生ずる。これを補うためには、現在の教員組織を拡充し、外国派遣が容易にできる態勢をつくるとともに、さし当り、特別に非常勤講師を雇入れる制度をつくることも必要である。

(5) 外国人教員の雇入れ

現在、国立大学として外国人教員を雇入れるばあい、「国立学校設置法施行規則第30条の2」

による外国人教師雇用の契約によることが普通である。ところがこの枠が極めて少なく十分でない。したがって、この枠を急増すると共に、手続きを簡素化すべきである。

外国人教員を活用するにあたって、とくに次の配慮が必要である。

- (ア) 外国人教員の宿舍等を整備し、生活上の不便を除去すること。
- (イ) 待遇を改善し、優秀な教員を確保するようにすること。
- (ウ) 外国人教員を名実ともに大学の教員として受入れることのできるような法制上の措置を講ずること。
- (エ) 数大学が協力して、外国人教員を活用できるよう取り計ること。

(6) 大学教育の国際交流組織

大学教育の国際交流を発展させるため、強力かつ一元的な組織の設置を検討すべきであろう。

この組織の任務として、次のものが含まれよう。

- (ア) 外国人留学生の選抜、受け入れ、教育、生活上の相談
- (イ) 外国人教員のあっせん、受け入れ
- (ウ) 外国への教員派遣のあっせん
- (エ) 外国の大学についての情報収集と提供
- (オ) 留学生の国費による海外留学の運営、とくに海外における留学生の生活、教育相談
- (カ) その他、外国との教育交流に関する事業

この組織には、その活動を行なうための十分な財政的措置を講ずることが必要である。

この組織は、文部省、外務省その他関係機関と密接な連絡をとって運営されるが、運営の主体は、大学の関係者から成る理事会であたるのが望ましい。

Ⅳ 大学における学生

合 同 研 究 部 会

目 次

はしがき	(83)
1. 学生の自主的団体	(84)
(1) 自治組織の意義	(84)
(2) 大学と自治組織	(84)
(3) 自治組織の承認	(85)
(4) 自治組織承認の条件	(85)
2. 学生の政治活動	(86)
(1) 大学内における学生の政治活動	(86)
(2) 大学外における学生の政治活動	(87)
(3) 学生自治会の政治活動	(88)
3. 学生の「ストライキ」	(88)
4. 学生の課外活動	(90)
(1) 課外活動の意義	(90)
(2) 課外活動振興の方策	(91)
5. 学内規律と学生処分	(92)
(1) 学内規律に関する法令	(92)
(2) 学内規律の目的	(92)
(3) 学内規律の内容上の明確さ	(93)
(4) 学則上の懲戒処分の内容	(93)

(5) 懲戒処分手続	(94)
6. 学生の生活環境	(95)
(1) 学生の福利厚生施設	(95)
(2) 学生の精神衛生	(96)
7. 育英奨学制度	(97)
(1) 育英制度のあり方	(97)
(2) 国の資金による育英制度	(98)
(3) 国立大学の授業料と育英制度	(99)
8. 学生部のあり方	(100)
(1) 学生部の組織	(100)
(2) 学生部長の適性と選考	(100)

Ⅳ 大学における学生

合 同 研 究 部 会

はしがき

最近国立大学においてはいわゆる学生運動も静かになり、学生問題も以前に比しその内容が変ってきている。しかしこの問題が現在でも大学の重要問題であることには変りがない。本部会は今回の第3次調査研究に際してはさきに公表した第2次調査研究報告書にとり上げられた「大学における学生」に関する問題を中心にその後のアンケート結果等を参考にしつつ具体的改革意見をまとめることにした。

本報告書の作成に当っては、第2次調査研究報告書作成の場合に引続き委員は概ね従来通りとし、それに、第3研究部会及び当協会の常置委員会の委員及び専門委員等が参加し、この報告書を作成することにした。

以上のように本報告書は第2次調査研究報告書でとり上げられた問題を中心として検討しているが、学生に関する主要問題をできるだけ広く取り上げる趣旨から第2次調査研究報告書ではふれなかった育英奨学制度等を新たに採り上げることにした。なお、学寮については、当協会の学寮に関する小委員会の報告もまだ公表されず、本報告書においても明確な改革意見を発表しうる段階に達することができなかったので、この報告書ではこれに触れないことにした。

1. 学生の自主的団体

(1) 自治組織の意義

ここでいう学生の自主的団体とは、いわゆる学生自治会のように、学生全体の総意を代表するものとして組織されている団体であって、以下自治組織と呼ぶこととする。したがって、自治組織には、課外活動等を目的とする団体は含まれない。（後者については、4. 学生の課外活動の項参照。）

学生の自主的団体活動は、本来、憲法で保障されている集会、結社および言論の自由（憲法第21条）から由来するものであって、この自由を不当に制限することは許されない。したがって学生の自主的団体の結成ならびに活動は憲法その他の法令に違反しない限り、大学においても最大限に保障されなければならない。

大学は研究と教育を通じて、人類に奉仕するという使命をもち、学問の自由、大学の自治が保障されている（憲法第23条）。大学に所属する者は、この使命の遂行に参加する権利をもち、義務を負っている。したがって、大学における団体活動や集会も学問の自由と大学の自治を維持し、大学の使命遂行に貢献すべしという原則に背馳すべきではない。この原則に合致する限りにおいて、大学として、積極的にこれを認め、その助長をはかるべきであろう。その活動が、この原則に反し、大学の使命達成を妨げるような場合には、大学として、これを「学生」の団体活動として認めるべきではない。

(2) 大学と自治組織

一般に、国立大学では、学生の自治組織との対応について、「各学部が自主的にやっているが、全学的に情報交換が行われている」という形が多く、今後の方針としても、現在の教育体制に変更がない限り、このやり方が中心となるべきであろう。このことは、学部自治の原則および学生の教育について学部教授会が最終責任をもつことから由来している。もちろん、全学の情報交換の過程から、統一した基準を設ける必要が起る場合もありうるが、これは全学的に統一するためのものではなく、一つの大学としてまとまった対応をするための最少限のものでなければならない。

国立大学全体としてみた場合でも、国立大学として統一する必要はないと思われる。自治組織

との対応についてはその自治組織に対して認められるべき権利と義務、自治組織、承認の条件、正当な自治活動の限界などの問題があるが、これらは各大学、各学部が自主的に検討すべき課題である。以下述べることはこの検討のさいの資料提供の意味をもつものと解されるべきである。

(3) 自治組織の承認

ここでいう承認とは大学（または学部）がある学生団体を、学生の総意を代表するものとして認めることである。承認にあたっては、その団体にどのような権利義務を与えるかが問題となるがその内容はおおむね次の事項である。

- (ア) 施設、設備等の面で便宜を供与すること。
- (イ) 学内団体として登録させること。
- (ウ) 正式の要請があった場合、会見に応ずること。
- (エ) 正式の交渉団体として認め、予め合意した事項の実現に責任をとること。

(4) 自治組織承認の条件

自治組織の承認という場合には、大学が学生団体に権利を与えそれに対して義務を負わせるものであるから、その承認が無条件で行われることは考えられない。この場合、承認の基本的条件として検討されるべき主な事項は次の通りである。

- (ア) 自治組織が学生の総意を代表するものであること。具体的に総意を代表するということは、その自治組織に学生の大多数が参加していることを意味する。このことについての確認の方法などについては、各大学、各学部毎に検討しなければならない。
- (イ) 団体の運営（責任者の選出、大会の運営など）が学生の大多数の意思を反映するルールによって行われること。団体の規約（役員の選出、議決の手続等）が民主主義的ルールに従って作成され、実際の活動もこれによって行なわれるということを、大学として確認することが、承認の条件として必要であろう。
- (ウ) 大学との交渉等において、暴力的手段を採用しないこと。自治組織の承認が大学側の義務を含むものであるから、交渉の過程などにおいて暴力的手段が用いられ、強迫や強制の下に「合意」が成立した場合、大学としてこのような「合意」に拘束されない。したがって、暴力的手段を採用する団体については、大学として学生の自治組織として認めることはできず、承認を与えた場合、それを取消すべきであろう。

2. 学生の政治活動

学生の政治活動のおこなわれ方と大学当局のそれへの対処の仕方とは、大学の任務ないし機能とする学問の研究と教育とに深いかかわりをもっている。このいずれか一方または双方が適切でなかったために、大学の任務機能の円滑な遂行が妨げられた事例は少なくない。

この学生の政治活動を考察するにあたってはそのおこなわれる場所が大学内であるか、大学外であるか、それをおこなう主体が、個人であるか集団であるか、また集団のばあいには、グループ、サークルのような任意加入制の集団であるか、学生自治会のような全員加入制をたてまえとする集団であるかを区別することが必要である。

(1) 大学内における学生の政治活動

大学内における学生の政治活動は、それをおこなう主体のいかんにかかわらず、その目標、内容においてかなり複雑多岐である。したがってその政治活動がどこまで保障され、どれだけ制約を受けるかについて具体的には大学はいかなるところかということに照して判断するほかはない。

大学という場がまず社会の一部であることはいうまでもない。したがって大学内においても、一般社会におけると同様の意味において政治活動の自由が保障されなければならないが、同時にまた、一般社会におけると同様な意味において、その政治活動が他人の権利を侵害することはゆるされない。

しかし他方、大学という場は、学問の研究と教育とをおこなうための特殊なところである。学問の研究には自由が、また教育には寛容が必要であり、それを保障するうえで、長い経緯をへて大学にたいしてみとめられているのが、「大学の自治」である。したがって、大学内における政治活動は、一般社会のばあいとはやや異なって、学問の研究と教育ないし「大学の自治」という点からの保障と制約を受けることになる。

この学問の研究と教育ないし「大学の自治」という点からいえば一方では大学内における政治活動は、できるかぎり自由におこなわれることが望ましい。一般社会において種々の理由から政治活動の自由に制限が加えられるようなときには、それは社会の一部である大学にも影響する。また国立大学のばあいは、その建物等を政治的目的のために利用させてはならないという制約もある。しかし、大学内においては、「大学の自治」の理念にたつより長期的視野から、それらの

限をなるべく限定的に解釈して、政治活動の自由を最大限に保障するように心がけることが肝要であろう。

しかし、他方、大学が学問の研究と教育の場であり、その大学にたいして「大学の自治」がみとめられていることは、大学内における政治活動に、一般社会における政治活動とは異なった意味での制約が存するということでもある。すなわち、大学内において政治活動をおこなうにあたっては、いやしくも学問の研究と教育の遂行を妨げることをないように、また「大学の自治」を危胎におとし入れることをないように、慎重な配慮がされなければならないであろう。

大学内における政治活動により学問の研究と教育の遂行が妨げられるというばあい、その妨害は、さまざまな形をとり、妨害の程度にも大小がある。騒音をたてたり、施設、設備を濫用したりするいわば物理的な妨害については、それが多かれ少なかれ学問の研究と教育の遂行を妨げることは明白であり、その妨害の程度も客観的に判断しうるから、一定の基準をもうけたうえ、学生が政治活動をなすにあたってはその基準を守り、大学当局もそれを守らせるようにするべきである。これにたいして、「学問の教授と研究に必要な自由で寛容な知的雰囲気を乱し、個人の思想および良心の自由有形無形の圧迫を与える」いわば心理的な妨害については、それが学問の研究と教育の遂行を妨げることは明白であるにもかかわらず、その妨げる程度を客観的に判断することが困難であるため、これを律する一定の基準をもうけることは容易でない。しかし、大学にたいして「自治」がみとめられている一つの理由は、研究・教育に必要な自由と寛容が一般社会における以上に尊重されるべきだという点にあることを考えれば、学生が大学内において政治活動をするにあたっては、この心理的妨害という点にも十分留意し、節度をもたなければならない。他方、大学当局としては、この点を強調するあまり、大学内における学生の政治活動にゆきすぎた制約を加えることをないように注意することが必要であろう。

(2) 大学外における学生の政治活動

大学外における学生の政治活動は、個人によるにせよ集団によるにせよ、市民または市民集団としておこなわれるわけであるから、一般市民ないし市民集団と同様な保障と制約を受けることになる。大学当局には、この大学外において市民ないし市民集団としておこなわれる学生の政治活動にたいして特別の保障と制約を加える権限も責任もないといわなければならない。

ただ、大学外における政治活動に関連して学生が逮捕、起訴されたばあい、大学当局がこれにどう対処するかについては多少の問題があろう。というのは、このばあい判決確定まで当該学生

を当然に停学ないし休学にすべきであるという強い意見が一部にあるからである。しかし大学当局が、大学外における学生の政治活動の実態を十分把握し、逮捕、起訴の当否を判定することは現実には困難なことのほうが多い。したがって原則としては、それらのことをつまびらかにしうる裁判所の最終的判断に先立って大学当局が停学・休学等の措置をとることは差控えるべきであろう。

もっとも、大学外における学生の政治活動の目標・内容は多岐であり、その政治活動に関連する学生の逮捕・起訴にも種々のケースがありうるから、大学外における学生の行為であっても、それが大学の基本的任務、機能にマイナスのインパクトをあたえるようなばあいには、大学当局は研究・教育の論理にしたがって措置せざるをえないこともあるであろう。

（３） 学生自治会の政治活動

以上では、個人または集団による学生の政治活動を、それがおこなわれる場が大学の内部であるか外部であるかの区別にしたがって考察したが、ここでは視角を変えて、政治活動が学生自治会によっておこなわれるばあいに、考慮を要する点を指摘しておきたい。

学生自治会を主体とする政治活動についても、そのおこなわれる場が学内であるか学外であるかの区別に応じて、基本的にはこれまで述べたことが妥当する。しかし、他方、学生自治会の政治活動についてその主体となる学生自治会が学生の全員加入制をたてまえとする特殊な集団であることから、任意加入制の学生集団の政治活動とはおのずから異なった特別な配慮をする必要が生れる。

学生自治会が政治的問題について決議をし、とくにその決議によって学生の行動を制約するようなばあいには、学生個人の思想、信条の自由との関連が問題となるであろう。また学生自治会が学生自治会の名で学外で政治活動をし、とくにそれがゆきすぎるようなばあいには、「大学の自治」について世人の疑惑をまねき、その支持を失わせるおそれなしとしない。学生自治会は、学生の任意集団とは異なった性格をもつ特殊な集団であることを十分考慮して、まず学生自身が慎重に行動し、大学当局も適切な助言をしていくことが必要であろう。

3. 学生の「ストライキ」

ここで「ストライキ」とは、授業をうけようとする学生、および授業を行おうとする教員にたいするなんらかの阻止行動をとるなり授業放棄のことである。授業をおこなうことが大学本来の

任務の一つであり、また授業をうけることはいわば学生固有の権利であることを考えれば、「ストライキ」がおこなわれるということは、大学当局にとっても学生にとっても、異常または非常な事態であるといわなければならない。

そこで、この「ストライキ」の是非をめぐる種々議論がおこなわれてきたし、今日でもなおおこなわれている。このばあい、「ストライキ」が大学にとって自己否定にもつなげる性質のものであり、その意味で好ましくないという点において、大学当局の意見にはさほどくいちがいはない。しかし、現に「ストライキ」が提案、決議、実行されるにいたったとき、それにたいして、どの段階でどのように対処するか、また「ストライキ」後における授業上の措置をどうするかという点になると、その意見は必ずしも同じではない。

「ストライキ」にたいする意見を大別すると①「ストライキ」の実行はもちろん、提案、決議することをも非とし、もしおこなったばあいにはその責任を追及するとするもの、②「ストライキ」は必ずしも非としないが、それによって空白となった授業についての補講はおこなわず、空白期間が相当長いばあいには進学や卒業の延期もやむをえないとするもの、③「ストライキ」が決議されたばあいには、それを事実上認めて休講等の措置をとることもやむをえないし、休講としたからには必要があれば補講をおこない、かつ進学や卒業をなるべく延期せずにすむようにするというもの、などとなろう。

「ストライキ」のおこなわれる理由やそのおこなわれる態様はさまざまであるから、これにたいする大学の対処の仕方もあるときに応じて強弱さまざまであってよい。しかし、「ストライキ」を提案し、決議することについてまで責任を追及するのは、「言論の自由」との関連において問題があろう。他方、「ストライキ」を事実上認めて休講等の措置をとることも、大学当局が当事者能力をもつことがらについて措置を誤ったことにたいする抗議を目的とした「ストライキ」のようなばあいを除けば、一般的には安易にすぎるといふ非難をまぬがれないであろう。「ストライキ」にたいする大学の一般的態度としては、前記のようにそれが好ましくないという見地から授業をおこなうよう努力はするが、授業阻止にあたって暴力的手段が用いられないかぎり、それを実行した責任は必ずしも処分という形では追及しない、また「ストライキ」後の授業上の措置は、「ストライキ」によって不利が生じてそれは学生がみずからまねいたものであるという観点をとるのが、妥当ではあるまいかと思われる。

なお「ストライキ」については、それが現実化したときだけでなく、平時から学生ないし学生自治会と十分に話し合って、なんらかの共通の理解をもつように努めることが望ましい。この話

し合いにおいて検討されるべき問題としては、「ストライキ」の多くは政治的問題を目的としたものであるが、全員加入制をたてまえとする学生自治会が、このような政治的問題について、学生固有の権利にかかわる「ストライキ」を多数決で決議してこれを反対の学生にも強制することは、思想、信条の自由という点からみて許されるかどうか、かりにその点をおくとしても「ストライキ」のような重要問題を全学生の数分の一というような少数の学生の賛成で決定しうるとするのが果たして妥当かどうか、特にその「ストライキ」が無期限であるようなばあいには、大学の任務、機能の重要な部分が、大学外においてその政治的問題が解決されるまで停止せざるをえないことになり、学生にとっても大学にとっても容易ならぬ事態をまねくおそれをふくんでいることについてどのように考えるか、などであろう。

4. 学生の課外活動

ここでは、学生が自主性をもって自治的に行なう課外の集団活動のうち、体育系および文化系サークルによって営まれる活動を取扱っており、いわゆる自治会活動や、大学の計画的指導のもとに行なう行事等は除いてある。

(1) 課外活動の意義

大学における幅広い教育活動の一環として、「人間形成の問題」を考えると、正規の教育課程以外に課外活動が重要な項目になってくる。課外活動についての意見を大別するとづぎのように三つに大別できる。

ア) 課外活動を中心とする人間形成を目的とした教育は、大学の責任においてなされるべきものでなく、学生個人にまかされるべき問題である。すなわち、大学においては、学生を成人として取扱い、人間形成の問題を大学教育の一環として考える必要はない。

イ) 大学における人間形成は重要な問題であるが、それは正課教育によって、すなわち学問の教授を通じて行なわれなければならない。

ウ) 正課教育による人間形成にも現実的な限界（知性の錬磨に止まり、社会性、人間性等の十分な陶冶まで期待できない）があることを知り正規の課程以外の場、たとえば、ここでいう課外活動等に対して可能な限り大学は援助すべきである。

しかし、どのような立場をとるにせよ、学生の自主的な活動を認める立場をとる限り、課外活

動そのものは学園生活の中から必然的に生れてくるものであり、これらの活動が学生の人間形成に一定の役割を果たす事実は否定できない。

そこで、問題はこれらの自主的活動に大学としてどの程度の援助を与えるべきかにある。何故なら課外活動本来の機能、効果はこの援助の多少によって、質、量共に大きく左右されることが予想されるからである。

（２）課外活動振興の方策

学生の課外活動を振興するために、大学のとるべき方策としては、施設、設備等の充実と顧問教官制度の確立が考えられる。

（ア）施設、設備の充実とその管理

課外活動を振興するためには、それらの施設、設備の充実が最も重要な問題であるが、各大学とも、それぞれ対策に苦心している。当協会においても、先に文化系および体育系サークルの部室新営等に関する要望書を提出しており、ここであらためてその詳細を述べる必要はない。従来より学生数の増加等に伴い、正課教育、研究施設の拡充に追われて来た各大学では、正課の施設との均衡を考えても、なお、課外活動施設は貧弱であるといえるのではなかろうか。文部省の施設・設備の基準（昭和40年2月）を実情に即応するよう、すなわち基礎数字を全般的に引き上げるとともに、新しくサークル部室等の新営に関する事項を設けるなど、要するに課外活動の諸施設に関する予算の大幅な増額を要求する声が各国立大学で高いのも、現状の施設の貧困さを物語っていると思われる。

次に、これらの施設、設備の管理の問題がある。課外活動施設である以上、それらの運営に関しては学生の意思を尊重するのが当然であるが、それだけに、それらの施設を常に整備、充実してゆくために、より一層の適切な管理が必要なのではあるまいか。このために、すでに教官による委員会組織の設置されている大学も多いと思われるが、次に述べる顧問教官との提携など、課外活動振興のための方策について、大学としても考慮すべき余地がかなり残されていると考えてよいであろう。

（イ）顧問教官制度の確立

課外活動における活動内容等に関する問題については、あくまで学生が自主的にきめるべきものであり、いかに課外活動の機能を重視しても、教官がそれらの内容に干渉することは好ましくないであろう。しかしながら、多数の学生が大学の施設、設備を利用して活動している以

上、必要に応じて助言を行ない、また、いろいろな問題について学生の相談に応ずる顧問教官が配置されることが望ましい。すでに多くの大学では顧問教官制を採用してはいるが、一部を除いて顧問教官と学生との接触が少なく、形式的におかれているに過ぎないところが多いようである。顧問教官は、施設、設備等を管理する委員会（または学生部等）と密接な関係をもつとともに、それら教官相互の連絡機構等をも考慮しなければ、折角の顧問教官制も十分その効果をあげることは難しいであろう。もちろん、正課教育、研究に責任をもたねばならない教官に課外活動の助成まで要求するのは無理な場合が多い。そこで現状ではこれらの教官の熱意に頼っているが、これもまた、止むを得ないであろう。

以上の実状から見て、課外活動センター等の組織を設置して、専門の助言者をおくという構想も考えられているが、各大学の実情に応じて対処すべき問題であろう。

5. 学内規律と学生処分

（１）学内規律に関する法令

学内規律について現行法令は次の如く定めている。まず、学内規律に関しては大学設置の要件としての学則の記載事項に「賞罰に関する事項」が挙げられ（学校教育法施行規則４条１項８号）退学該当の要件として「1. 性行不良で改善の見込がないと認められる者、2. 学力劣等で成業の見込がないと認められる者、3. 正当の理由がなくて出席常でない者、4. 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者」が挙げられている（同上規則13条３項）。そして懲戒処分の内容としては、退学のほか、停学及び訓告が定められている（同上13条２項）。国立大学も学校教育法施行規則に基づき、その学則中に学内規律として学生が「学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為を行なう」ことを禁じ、かかる違反行為を行った学生に対して退学、停学、訓告または戒告の処分を定めていることが多い。

ついで学生に対する懲戒処分手続について、法令は単に「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあっては、学長の委任をうけた学部長を含む）がこれを行なう。」と定めるに止まる（学校教育法施行規則13条２項）。これら学内規律と学生処分についての改正意見について検討する。

（２）学内規律の目的

学内規律の目的は大学の研究・教育活動の維持にあることはいうまでもあるまい。しかしこの大学の研究・教育の維持も同時に研究に熱心であり、教育をうける意思をもつ学生を前提とする。従って学外で刑法上の責任を追及されるような行為をした学生については、その行為が学外であっても大学としては一定の懲戒処分をなすべきであり、そのことは学生にとってもより親切ではないかとの意見もある。しかし学外の行為、特に刑法上の責任が追及されているような学生の行為について大学が懲戒処分を行なうことは極めて困難である。まず事実認定が裁判所の最終的判定をまつまでははっきりしない。また刑法上の責任と大学による懲戒責任とは性質上別個の問題であり、学生の学外での行為について処分をすることは實際上非常に難しい。そこで学外での刑法その他に違反する学生の行為についての懲戒処分には慎重な配慮が必要である。

（３）学内規律の内容上の明確さ

学内規律の内容はそれができるだけ具体的に定められねばならないとする意見が多い。そこで少なくとも大学の建物の封鎖、授業妨害、暴行傷害等にわたる学生の行為を学則で禁止することは考えられる。しかしこれらの行為は法令上或いは大学の本来の使命から見て許されないことは、特に学則の定めをまつまでもなく、自明の理である。更に仮りにこれらの行為を学則で禁止したとしても、この種の学生の行為をもうら的に規定することは實際上不可能であり、「大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為」の禁止の如き、何らかの概括条項を必要とする。「大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為」の禁止には、その内容が余りにも漠然としていることについて種々批判があるかもしれないが、処分の対象となる行為の具体的内容は、予め行なわれる被処分学生の行為の審査段階で十分明らかになると思われる。

（４）学則上の懲戒処分の内容

法令上懲戒処分の内容は退学、停学及び訓告と定められているが、この点についての学則上の定めは退学、停学のほか戒告等が定められていることが多い。これら学則上の懲戒処分を行なう前に処分猶予制度を設けるべきではないかとの意見もある。その理由は、学則上の処分が行われるとそれが在学中の罰として当該学生の履歴書に記載せざるを得なくなることにある。学生の将来を考える立場から、最初の学則違反行為は単に処分猶予とし、学則上の罰則を加えない方がよいのではないかとの意見もある。そこで学校教育法及び同法施行規則を改正して、説諭、厳重注意等の懲戒処分に至らない教育的措置を明文で定めることも考えられる。しかし説諭、厳重注意

等の教育的措置は大学自治の問題として法令上の根拠なくとも実施し得る。要はこの種の措置を厳格に実施する決意が大学にあるかどうかの問題である。

(5) 懲戒処分手続

懲戒処分手続の問題は次の二点にある。

- (ア) 懲戒処分を受ける学生にどのような行為について処分を受けるかを知らせること。
- (イ) 同一事件についての処分内容をできるだけ公平にすること。

国立大学の学生懲戒処分手続は学長、または、その委任を受けた学部長が行なうことになっているが、その実態は学部教授会、または、評議会の議を経てから学部長、または、学長によって行われることが多い。この手続による処分は、原則として、大学が教官を通じて学生に処分内容を示し、当該学生から事情をきくことにより、(ア)の要件をみたしているが、同一事件について複数の学部の学生等が関係している場合にはその所属学部によって学生に対する処分内容が異なる可能性をもっており、(イ)の要件をみたすことのできないことも予想される。そこで同一事件に係る学生処分内容の公平さを確保するための手続として現在国立大学で広く採用されている方法としては評議会か、学部教授会の委任を受けた全学的委員会等に最終的決定をまかせる方法がある。しかしこの方法はいずれも次の難点がある。①まず、学生に対する懲戒処分権は学生の所属する学部教授会に専属するのではないかという問題である。しかし法令上処分権者は学長またはその委任を受けた学部長であって、必ずしも学部長に専属するとは定められていない。従って必要に応じて学長が学部長に対する委任を解き、評議会の審議を経てから、学部教授会の意思とは関係なく、大学全体としての立場から公平な処分を行なうこともできる。全学的委員会等による処分についても同様である。ただ、これまで学生処分については学部教授会の専権とする慣習のある大学等では実施上種々の問題があるかもしれない。②次の難点はこの種の処分手続は実施に非常に時間がかかり、処分手続として実効性のないことが多いことにある。

以上のように現在行われている学生の懲戒処分手続には種々の欠かんがあり、この欠かんの制度的基礎は学生処分についての審議を学生の所属学部教授会に任せていることにある。学生処分を教授会の審議事項とすることは、被処分学生に日常最も接触している教官に任せるのが妥当であるとの考えに基づくとと思われる。しかしこのように被処分学生と接触の多いということは必ずしもその最終的審議機関として適当であるとするにはならない。そこで学生の処分の公平さを保障するための手続として現行法令を改正して、学生処分についての審議権を学長または学部

長から独立の地位をもつ全学的機関に移し、そこで、公正な審理判断を行わせることが考えられる。このような学生処分についての全学的統一機関の設立そのものについては賛成意見も少なくない。

しかしこのような意見の中にも、処分事案の準備、審理に専門の事務担当官の採用を不可欠とする意見は少ない。他方学生の懲戒処分手続への学生の参加についての大学の意見は極めて消極的である。このような意見は大学及び学生運動の現状を前提する限り、十分理解できる意見である。しかし国立大学がその研究・教育機能を維持するために学内規律を必要とし、この規律が迅速、公平に行われるためにはこのような全学的統一機関による学生処分事案の処理以外には考えられないのではなかろうか。この全学的統一機関の構成、審理手続をどうすべきかは今後の問題であろうが、少なくとも従来のように教官が研究・教育のみならず施設の維持管理の責任を負うとする体制は改正し、施設に関する事案についてはその管理に直接責任を負う職員の意見も反映するようにすべきであろう。

6. 学生の生活環境

学生の生活環境の整備充実については、これまで学寮の増改築、学生会館の新設、保健管理センターの設置などが行なわれてきたし、現在も進行しているが、教育・研究施設の拡充と比べたばあい、ややもすると、軽視されてきた憾みがある。しかし、今日の大学をとりまく社会的条件や生活様式の変化、あるいは学生数の増大と大学規模の拡大というなかで学生の生活環境の問題を考えると、早急に整備充実をはかる必要がある。そのばあい、単なる便宜の提供にとどまらず、広い意味における人間形成への寄与という観点を見失わないようにすることが肝要である。

(1) 学生の福利厚生施設

学生の福利厚生施設の改善充実、大学じしんが積極的に取り組むべきであるが、国としても学生の福利厚生についての基本的方策を検討し、予算面においてこれを促進する措置が講ぜられるべきである。

学生の食・住に関する施設のうち、学寮の占める比重は極めて大きい、今日、学寮をめぐって、これを単なる厚生施設とみるか、それとも、学寮の共同生活のなかに教育的意義を含ませべきか、いわば学寮の基本的性格それ自体が問われている。これは学寮の整備充実の前提ともいえるべき問題といえる。当協会はこの問題を含めて、学寮問題全般についてこれまで調査研究を進め

てきたし、現在も取り組んでいる段階である。したがって、ここでは上述のような学寮の基本的性格をめぐる問題の所在を指摘するにとどめる。

次に構内食堂の問題であるが、大学構内の食堂は、大別して、業者に経営を委託するものと、大学生生活協同組合の経営に委ねるものがある。経営主体が大学生生活協同組合の場合、大学はこれらに建物・施設を使用料をとらずに提供し、また机、椅子、その他備品の一部を負担している。食堂の面積は一定の規準にもとづいて算出されるが、近年、多くの大学において、食堂利用者が急増してきており、規模の手狭が目立っている。食堂の拡充と改善は切実な問題となっているが、大学だけでは手の及ばないことも多く、国としても学生の食生活の実態を把握し、早急に方策を講じる必要がある。

ここで、大学とは別個の組織ではあるが、学生の福利厚生面で一定の機能を担ってきた大学生生活協同組合の問題にふれておこう。現在、多くの大学に設立されている大学生協は、消費生活協同組合法に基づく法人であり、その設立趣旨は、組合員たる学生・教職員の消費生活に寄与することを主目的としている。大学によって異なるが、大学生協の経営にかかわるものは、主として食堂、喫茶、売店、書店および理髪店等が挙げられる。

大学生協は法人格をもち、形式的には独立の組織であるが、大学構内に設置されるばあい、その設立に当って、大学の建物・施設の使用について大学の承認を必要とし、また、その使用料を免除されるなど大学から一定の便宜を受けており、その限りにおいては、大学の管理と全く無関係ではない。大学の大学生協に対するこうした便宜の提供は、それが学生の福利厚生において、補完的役割を担っているからにほかならない。したがって、大学生協がこのような本来の趣旨に適合するよう大学の関係者の努力が強く望まれる。

（２） 学生の精神衛生

学生の一般保健管理については、その重要性にかんがみ、当協会はかねてより大学保健管理施設の増加、改善整備について関係方面に訴えてきたところであり、近年、各大学に保健管理センターの設置が実現している。

ここでは、もっぱら学生の精神衛生の問題、とりわけ、精神的不健康の早期発見と治療に関する問題を取りあげることにする。

近来、学生のなかに心理的不適応、ノイローゼ等精神的不健康を示すものが漸増しており、大学としても看過できない問題となっている。この問題については、国としてもその原因の究明、

是正のための諸方策等を講じるべきであるが、大学としては、そうした学生の早期発見と治療に当る精神衛生管理機構を確立し、かつ適切に機能しうる態勢を整備する必要がある。

学生精神衛生管理に関する全学的組織としては、学生相談所や保健管理センターが中心となっており、その業務のなかで精神衛生についての助言相談やカウンセリングを行なっている大学が多い。しかし、学内における保健管理センターの位置づけが必ずしも明確でなく、それが独立の機関として業務を遂行しうるためには、所長に専任の教授定員を配置するとともに、専任カウンセラー、ケースワーカー等のスタッフや事務職員の増員ならびに経常費の増額等が強く要望される。

また、有能な専任カウンセラーが確保されたばあいでも、現状では、業務の過重、昇格の機会が閉ざされているなどが原因で、その定着性が低いことも検討するべき問題である。こうした点を補完すべく、大学によっては、学内の精神科医、保健体育や心理学関係の教官等のチームワークによる協力体制をつくっているところもあるが、一般的には、精神衛生に関する全学的協力は十分得られていない。学生の精神的健康管理の一環として実施されるスクリーニングテストをめぐって、さいきん、問題が生じているところもある。学生がテストの目的について誤解しているばあいもあるが、おおむね、精神衛生についての認識不足に起因しているようである。この点は学生の理解を深め、精神衛生につきまとう偏見を除去するような努力が必要であらう。それと同時に、テストの結果や、来談者の秘密保持等について慎重な配慮が払われなければならない。精神衛生についての認識不足は、学生ばかりでなく、教職員にもみられるところであり、この点も、種々の機会をとらえて全学的啓蒙と協力を訴えていくことが必要である。

7. 育英奨学制度

(1) 育英制度のあり方

(ア) 育英制度の目的

育英制度は、大学教育を支える重要な制度であって、これを拡充、発展させる必要があることは改めて強調する必要はあるまい。ここでは拡充、発展のための具体策を検討しよう。

最初に、育英制度の目的を確認する必要がある。公的制度としての育英制度の基本的目的は、すべての国民にその能力を十分伸長できるような教育の機会を与えることである。したがってすべての段階の教育が無償であって、勉学中の生活も保障されている場合には、育英制度は不要である。現実には経済的理由で大学の勉学に困難を感じている学生を援助しなければならないところ

に、育英制度の存在意義がある。

育英制度を利用して、社会の必要とする人材を確保することが行われている。義務教育の教員やへき地勤務の医師などにこれが見られる。しかし、これは育英制度の本来の目的ではない。すなわち、社会の必要とする人材の確保は本来、その職業につく人の社会的地位の向上や待遇の改善によるべきであって、育英制度をそのために利用することには問題がある。しかし、現実このようなやり方が定着している現状の下では急に廃止することは問題であろう。

育英制度のもう一つの側面として、優秀な学生に対する報奨という面もある。例えば、現行の特別奨学生とか、大学院学生に対する奨学金には、この面が強い。

現行のわが国の制度のなかには以上の趣旨が混在しており、政策的に利用されるおそれがある。したがって育英制度本来の目的を明確にすることが、改善の第一歩であろう。

（イ）育英制度における国と民間（地方自治団体、財団など国以外のもの）。

わが国の育英制度は、その中心が国の資金によるものであって、民間の資金の比重は極めて低い。教育の機会均等をはかるといふ趣旨からすれば、国の育英制度の一層の充実が必要である。ただ国の資金による場合には、画一的となり勉学の事情の多様性からくる種々な要望に応ずることが困難になり易い。そのため、国の制度を補うものとして、民間の育英奨学組織の拡充、強化が必要である。民間の資金では、返還を必要としないもの、返還を必要とするものといった種々の形態が存在しうるし、その金額も必要に応じて決定できる。

民間資金によるものの一つの形態として、銀行ローンによる育英資金が構想されているが、政府の利子補給によって低利の貸付が行なわれるならば、望ましい制度であろう。

以上述べた育英制度の拡充と並んで、勉学にあまり多額の学資を必要とする体制を改め、また大学の種類（設置者別、専攻別）による負担の不平等を是正する必要がある。

（2）国の資金による育英制度

国の資金による育英制度については、奨学金の金額、貸与者の人数の大幅の増加が必要であることはいうまでもない。さらに次の事項について検討する必要がある。

（ア）給付と貸与

現行制度では、奨学金は原則として貸与であるが、条件つきで返還免除制度を設けて、給付の効果を備えている。返還免除の制度のうち、とくに問題となるのは、教育職・研究職等に就職することによる免除である。これについては、該当職種の拡大を望む声も少なくない。他方、現在

これに該当する職種に就職が困難となってきた事情がある。その結果、本来の趣旨である人材確保という意味を失ってきている。

このような事情の変化に応ずるためにも、現行の職種による返還免除制度を再検討する必要がある。例えば、奨学金制度のなかに、貸与と並んで給付の制度を設け、予め両者を明確に区別しておくことが考えられる。そして貸与をうける者については、返還免除はとくに止むをえない場合に限定する方向で検討し、給付をうける者については、大学において一定の仕事をする義務を課することにしておくこともできよう。

(f) 奨学金の運用

奨学金に関する基準の作成、奨学金の決定、交付、返還などの業務は、現行のように、特殊法人（日本育英会）で行なうのが適当である。ただ日本育英会の運営については大学側の意見が一層強く反映するように、大学側との公的連絡組織の充実、強化が必要である。

さらに、日本育英会のサービスを充実するため、各地域別担当者を設け、将来はその地域事務所への移行なども検討する必要がある。

(g) 奨学金の配分の方針

国の資金による奨学金の総額に制限がある状況の下で、一人当りの金額を増すべきか、それとも対象者数を増加することに重点をおくべきかの問題がある。

これについては、一般的には、公費による貸与は、機会均等の立場からなるべく多くの学生にその機会を与えるべきものと考えられる。

さらに、奨学金の金額は画一的であるが、本来これは、個々の学生の必要を考慮に入れるべきで、この点の検討が望まれるところである。

現行の奨学金には一般と特別の種別があるが、この区別は学生の経済的必要から設けられたものではない。特別奨学金には「特に優秀な学徒」という条件が加えられているので奨学金というよりも、報奨の性格が強くなっている。問題は、このような基準で学生を選別することに果たしてどれだけ意義があるかということで、この点疑問が残る。この種別についても再検討が必要である。

(3) 国立大学の授業料と育英制度

国立大学における授業料については三つの考え方がある。最も一般的な考え方は、授業料は存続させるが、その金額はなるべく低く抑えるのが望ましいということである。さらに私立大学と

の均衡も考えて授業料は一般の通念に従って徴収し、一方育英制度の拡充によって学生の負担の軽減をはかるべきだという意見も強い。少数ながら大学教育無償化の立場から国立大学の授業料の廃止を主張する意見もある。この問題は今すぐ結論の出るような性質のものではなく、大学または国立大学の基本的役割との関連でみるべきであろう。

現在、授業料軽減または免除の制度と育英制度とが全く違った制度となっており、大学が運用面で配慮するとなっている。しかし取扱いは大学によってまちまちである。したがって両者を育英制度として一本化し、授業料を対象とする奨学金を設けることについては、まだ十分熟した意見となっていないが、将来の方向として検討に価しよう。

8. 学生部のあり方

(1) 学生部の組織

今後の改革の一つとして、学生部の組織・業務内容などの変更が考えられる。たとえば学生部を中央機関である事務局の中に含めるという案がある。しかし事務局は管理的運営の色彩が濃厚であるが、学生部は学生の福利厚生に重点をおき、厚生補導に関して全学的な調整をはかり、学生へのサービスを行ない、学生との接触の多い機関であって事務局とはやや性格を異にしている。すなわち、その業務は文化・体育系サークルなどの課外活動、学生生活相談、学生食堂、学生会館、学寮および全学の教務に関する統括的業務など広範囲にわたっているので、現在のように学生部は事務局とは別の組織にした方がよい。

従来学生部職員の中には志気の沈滞や待遇上の不平不満などがないわけではなかった。これらのことは早急に是正すべきである。このための具体策としては「ア）学生部職員の充実（大学の規模の大小をとわず次長制の設置、各係職員の増加など）と待遇改善、イ）学生部職員の昇進を順調に行なうために事務局、その他の部局との間の活発な人事の交流、ウ）海外事情の研修（視察）の機会を設ける、などを考慮すべきであろう。

(2) 学生部長の適性と選考

国立学校設置法施行規則によれば「学生部長はその大学の教授・助教授または事務職員をもってこれにあてることができる」(28条5項) ことになっている。学生部長は学長の補佐的任務も行政的な面にも関係をもっているため、大学の事情・姿勢など、総括整理を行なうべき心構えが必要である。かかる意味で高い識見をもち管理能力のある人物が望ましい。

学生部も、場合によっては、学生問題や学生と大学の自治に関する問題で全学的な事柄を取り扱うこともある。したがって学生部長としては、これらの問題を専門的に処理するために教育者としての資質と教養を有する専門職員に切り換えるべきであるとの意見もあるが、学生の厚生補導は多分に教育的配慮をもって処理すべき業務内容を含んでいること、各学部・教養部との総括調整のはかに指導性をも必要とすることなどにより、大学の教員、特に教授をあてることを原則とすべきであろう。学生部長の選考は、各学部・教養部から申し出のあった候補者の中から学長が決定し得るようにすることが望ましい。他方学生部長は学生生活と密接な関係をもつことから学生の立場を理解してその世話をするという職務をもっているので、学生部長の選考にあたっては、学生の意思反映のために学生の参加が望ましいとし、学生の拒否権方式を採り入れるべきであるとか、あるいは単なる意思表示ならばこれを認めるべきであるとの意見もある。しかし学生の拒否権方式を採用すれば学生部長の選考が事実上困難になる場合が生ずるであろうし、たとえ学生の単なる意思表示方式をとった場合でも、学生の意に反して就任した学生部長への精神的影響は無視できぬものがある。

参 考 文 献 調

(注) この報告書に引用した文献およびこれに関連する文献を参考までに掲記した。

(1) 各国立大学の改革案等(第2次報告書参照以後のもの)

- 北海道大学「改革検討報告」中間報告(S. 47. 6)
- 弘前大学「大学問題研究委員会答申」(S. 46. 9)
- 秋田大学「大学問題についての答申」(S. 46. 1)
- 宇都宮大学「改革検討委員会第3回報告」(S. 46. 3)
- 東京大学「大学改革における研究所のあり方」(S. 45. 11)
- " 「改革フォーラム No. 14」(S. 46. 2)
- " 「 " No. 18」(S. 46. 4)
- " 「 " No. 19」(S. 46. 5)
- " 「 " No. 23」(S. 47. 2)
- " 「 " No. 25」(S. 47. 7)
- " 「 " No. 26」(S. 47. 11)
- " 「 " No. 27」(S. 48. 1)
- " 「 " No. 28」(S. 48. 3)
- " 「図書館改革特別委員会報告と意見書」(S. 47. 7)
- 東京工業大学「クロニクル No. 43」(S. 47. 11)
- 新潟大学「再建のための討議資料(管理運営の部)」(S. 47. 5)
- 富山大学「大学改革に関する答申書」(S. 48. 3)
- 山梨大学「山梨大学の改革について」(S. 47. 3)
- 信州大学「大学問題研究委員会答申書」(S. 46. 5)
- 岐阜大学「教育体制について」(中間報告)(S. 48. 2)
- 静岡大学「大学問題検討小委員会報告」(そのⅣ)(S. 45. 11)
- " 「 " 」(そのⅤ)(S. 45. 11)
- 名古屋大学「教授会の検討に関する経過報告について」(S. 46. 6)
- 愛知教育大学「大学問題研究委員会報告」(S. 47. 8)

- 京都大学「大学の未来像について(答申)」(S. 47. 9)
- 大阪教育大学「教育研究所報 No. 8」(S. 48. 3)
- 神戸大学「教養部紛争の記録」(S. 46. 10)
- 岡山大学「大学院制度について」(S. 47. 7)
- 〃 「大学入学者選抜方法に関する研究報告書」(S. 47. 8)
- 広島大学「仮設(その3)研究体制改革の構想」(S. 46. 3)
- 〃 「一般教育の改革に関する覚書」(S. 47. 3)
- 〃 「研究体制改革に関する覚書」(S. 47. 3)
- 〃 「継続教育・生涯教育専門委員会答申」(S. 48. 3)
- 〃 「一般教育課程の改革と総合科学部の創設」(S. 48. 3)
- 〃 「同上その2」(S. 48. 5)
- 〃 「広島大学統合移転と改革についての基本構想」(S. 48. 6)
- 〃 「教育系・教員養成問題専門委員会中間報告」(S. 48. 6)
- 〃 「財政運営に関する当面の改革についての建議」(S. 46. 3)
- 〃 「大学改革委員会の作業の総括と今後の問題点」(S. 46. 3)
- 徳島大学「大学改革の動向に関する調査について」(S. 47. 3)
- 香川大学「大学問題研究委員会報告」(S. 46. 3)
- 九州大学「評議会の改革について」(S. 45. 5)
- 〃 「将来計画小委員会第1次報告」(S. 47. 12)
- 熊本大学「大学改革委員会広報」(第3号)(S. 46. 5)
- 〃 「同上」(第4号)(S. 47. 4)
- 鹿児島大学「学内制度改革案」(中間報告)(S. 46. 5)
- 〃 「学内制度改革に関する答申書」(S. 47. 3)

(2) 国立大学協会

- 「大学における一般教育について」(S. 37. 3)
- 「大学の管理運営に関する意見」(中間報告)(S. 37. 9)
- 「国立学校特別会計制度についての意見」(S. 39. 1)
- 「大学の管理運営に関する意見」(S. 41. 6)
- 「学生問題に関する所見」(学生問題特別委員会)(S. 41. 11)

- 「大学における一般教育と教養課程の改善について」（教養課程に関する特別委員会）
（S. 44. 11）
- 「大学院制度の改善について」（第1常置委員会）（S. 44. 11）
- 「大学問題に関する調査研究」（中間報告）（S. 45. 2）
- 「文化系サークル部室の新営に関する基準試案」（第3常置委員会）（S. 45. 2）
- 『中教審「基本構想試案」に対する各国立大学の意見』（S. 45. 4）
- 「同上追録」（S. 45. 5）
- 「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について」(第一次報告)(S.45.6)
- 「教員養成制度について」（中間報告）（第7常置委員会）（S. 45. 11）
- 「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解(未定稿)」(第1常置委員会）（S.45.11）
- 「同上見解」（S. 46. 4）
- 「大学問題に関する調査研究報告書」（大学運営協議会）（S. 46. 6）
- 『中教審「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」第2編に対する各大学の意見』（事務局編）（S. 47. 4）
- 「大学図書館の予算および図書館学の拡充強化に関するアンケートの集計報告」
（図書館特別委員会）（S. 47. 5）
- 「教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート調査」集計報告
（第3常置委員会）（S. 47. 11）
- 「一般教育と教養課程並びに外国語教育及び保健体育に関する実情調査報告書」
（教養課程に関する特別委員会）（S. 47. 11）
- 「教員養成制度に関する調査研究報告書」（教員養成制度特別委員会）（S. 47. 11）
- 「大学院および学位制度に関する改善について」（第1常置委員会）（S. 48. 10）
- （3）公私立大学
 - 「全学的関連における早稲田大学図書館の現状と改善の方向」（付参考資料）（S.46.3）
 - 「私立大学財政のひずみ—私学財政委員会中間報告—」日本私立大学連盟（S. 47. 11）
 - 日本大学「高等教育の改革に関する基本構想に対する意見」（S. 45. 11）
 - 公立短期大学実態調査表（S. 48. 6）
- （4）学術・教育諸会議
 - 科学技術会議『諮問第5号「1970年代における総合的科学技術政策の基本について」

に対する答申(案)』(S. 46. 4)

○ 中央教育審議会答申「教育改革のための基本的施策」(S. 46. 6)

○ 大学設置審議会大学基準分科会「大学院および学位制度の改善について」(中間報告)
(S. 48. 4)

○ 学術審議会「学術振興に関する当面の基本的な施策について」(第3次答申)(S. 48. 10)

(5) 国会・文部省・所轄機関

参議院 「文教委員会審議要録」(S. 46. 11)

国会図書館 「奨学育英事業の国際的情勢と問題点」(S. 42. 8)

文部省 「大学入学者選抜方法の改善について」(中間報告)(S. 46.)

〃 「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」(中間報告)(S. 46. 6)

〃 「筑波新大学のあり方について一報告」(S. 46. 7)

〃 「これからの学校教育(中教審答申一問一答)」(S. 46. 9)

〃 「医師養成の拡充について」(中間報告)(S. 46. 9)

〃 「教員養成制度に関する検討資料」(S. 46. 3)

〃 「大学等における学術研究条件の整備について」(中間報告)(S. 46. 11)

〃 「情報処理教育の振興について」(第二次中間報告)(S. 46. 5)

〃 「情報処理技術者養成計画の定量的基準」(S. 46. 10)

〃 「新しい大学設置基準一般教育」(S. 46. 12)

〃 「教員養成関係統計資料」(S. 43年度)

〃 〃 (S. 44年度)

〃 〃 (S. 45年度)

〃 〃 (S. 46年度)

〃 「大学院および学位制度に関する専門委員会における審議の概況について」
(要旨)(S. 47. 3)

〃 「大学図書館実態調査結果報告」(S. 45年度)

〃 「大学設置基準等の一部改正について」(S. 47. 4)

〃 「情報処理教育振興の基本構想」(S. 47. 5)

〃 「情報処理教育センター計画指針」(S. 47. 5)

〃 「情報科学に関する大学院教育について」(S. 47. 5)

文部省 「人文・社会科学関係学術情報の流通・利用の実態調査結果報告書」(S. 46. 3)

〃 「教員養成の改善方策について」(S. 47. 7)

〃 「学校基本調査速報」(S. 47年度)

〃 「新構想をめざす筑波大学」(S. 48. 2)

〃 「大学設置基準の改善について一答申一」(S. 48. 11)

(6) 政党および経済団体等

○ 自由民主党 「文教制度調査会大学問題に関する中間報告」(S. 43. 11)

○ 〃 「国民のための大学」(S. 44. 3)

○ 日本社会党 「新らたなる大学の創造」(S. 43. 11)

○ 〃 「大学改革試案」(S. 44. 2)

○ 〃 「中教審「中間報告」に対する社会党の態度」(S. 44. 3)

○ 〃 「当面する大学問題に対する党の方針」(S. 44. 5)

○ 民社党 「大学問題に関する中間報告」(S. 43. 12)

○ 〃 「大学法要綱」(S. 44. 5)

○ 公明党 「大学紛争解決のための方策」(S. 44. 5)

○ 共産党 「当面する大学問題の解決方向について」(S. 44. 5)

○ 日教組(教育制度検討委員会)「日本の教育はどうあるべきか—第一次報告—」(S. 46. 6)

○ 〃 「教職員の労働時間と賃金のありかた」(S. 45. 6)

○ 日本商工会議所「流通スペシャリスト(流通専門技術者)の需要動向等に関する調査報告書」(S. 46. 3)

○ 日本経済調査協議会「新しい産業社会における人間形成」(S. 47. 3)

○ 〃 「要約と提案」(S. 47. 3)

○ 日本経済団体連合会「大学改革実現に関する要望」(S. 46. 4)

○ 東京商工会議所「新時代に即した産学協同に関する提言」(S. 48. 3)

(7) 教育関係諸団体

○ 大学基準協会「外国語教育研究分科会報告」(S. 39. 2)

○ 大学セミナー・ハウス「第1回大学教員懇談会記録」(S. 46. 2)

○ 〃 「第3回 〃 」(S. 46. 11)

○ 〃 「第4回 〃 」(S. 47. 2)

